

は販賣を擧て問屋に放任するに在り、故に、價格なり、金融なり、悉く問屋の左右する處となるのみならず、是よりして其他種々の弊を惹起し、曠々の中に、利を罔せられ、醸造家の不利となるものは是れなり、然るに石崎氏は、氏自ら醸造する石高五千二百餘石、及び其輸入酒を合せ、四萬六千四十七樽を一手に、こなししたりと云へば、此内地方販賣の分も含めど、甲乙二組は大打撃を受けたるなるべし。こゝに於て甲乙二組はこれを喜ばず、相連衡して、以て丙組を苦めたること一にして、足らず、今其の一斑を擧ぐれば、左の如し。

乙組は、名は問屋なれど、其實地廻り酒の入荷は極めて微々たるものにして、重に下り酒の仲買を營業とせり、而して此外に問屋の看版を掲げ、仲買兼駄賣をなすもの、新川堀邊に往々あり、これは乙組より少なき駄賣を營むものなり、然るに此等の問屋は、丙組即ち清酒輸入組合の成立するに及び、擧げてこれに加盟せしに、近來諸國よりの送荷、漸く増加するに連れ、忽ち甲乙兩組の爲に、排斥せられ、昨今に至り乙組より甲組に請求し、丙組には一切取引を爲さずとの契約を取り替じ、且甲乙兩組より、市中の賣先さへ手を廻はし、丙組の酒を買はし

めず、又荷主へも同様其の通知をなして、送荷を中止せしめ、猶ほ是れ迄に滞りたる酒代を一時に督促せり、されど賣先の掛金は、甲乙兩組の手入れの爲め、容易に纏らず、進退こゝに谷りて、二十四年十二月の初めより十五六日までに廢業せるもの五名に及びたるよしなり、然るに甲乙兩組の攻撃は益、急なれば、殘餘のものも、遂には營業を維持する能はず、追々に廢業するか、又は丙組を脱するより外なしとのことなれば、所謂丙組は石崎氏一人なるべしとの風評なりしとぞ。

と、今や理想として、問然すべからざる丙組は、獨り此の風評に止らず、孤城落日の下に、纔かに其の旗幟を死守するに至れり、商賣敵の弊もこゝに至つて、極まれりと謂ふべし。

第二節 問屋と仲買及び小賣の關係

附住吉講及び松尾講の由來

問屋と仲買と利害の衝突は、荷主と問屋の間に生ずる葛藤よりも、事の細かなる

丈け又其の鼻と鼻を衝き合せる丈け悶着の程度も一層甚しく其の状犬と猿の如き狂態を演ずることなきにあらず享保十九年の文書を見るに

荷主より差送り候酒は問屋共に於て方々の藏へ入れ置入船延引荷物拂底之様に申立直段高直に仕候へ共中買小賣之者共日々入用之商賣もの切れ申ては御屋敷様方へ相勤り不申依之商賣難致候に付誰有て吟味致候者無御座問屋申通に高直に買取申候ゆゑ中買小賣共元直に準じ下直に賣渡し不申候元來問屋にては酒一樽に何程と定之口錢藏敷取り申し酒之直段は古來より米に準じ申等に候處近來は米に不構問屋共申合右之通荷物を藏に入れ自分の物に致置候て各位馴合一樽五六匁程宛餘計に徳用仕候て仲買小賣へ賣渡申候依之追々直段高直に御座候

と然れどもこれも亦た一方の隘口にして翻つて他の一方の事情を視れば未だ俄かに仲買小賣に左袒すべからざるものあり元祿十五年の間屋覺書に曰く舊冬酒醬油賣懸金殘有之方へは急度斷り被申入當二月中に皆濟可被致若不埒成賣子有之候はゞ四町へ書付相廻し其仁は現金にても賣買仕間敷候相濟

申候方へは賣買更に可仕候事前々不埒成賣子有之賣買不致候様張紙に出し置候仁無別條前之通致商内候由不埒千萬に候此段は出店より買出し來り又は縁類知付より買遣し申候由に承り候間向後屹度出店又は縁類知付より買出申者へは堅賣買仕間敷候若賣申候方有之候はゞ急度積合除き可申候事と而して這の張紙の弊は享保に至て益甚しくなりしものゝ如し今其の覺書を見るに

張紙の人へ前々より定置候通假令現金たりとも堅く商内致し申間敷候萬一心得違にて張紙の仁へ商内致し候はゞ右張紙主の殘金賣主より相辨可申事是迄張紙に出候仁は勿論自今張紙主より目付を出し置仲間より商内致し候はゞ判取帳押へ置其町組行事へ相斷吟味之上張紙主の殘金右賣主より爲辨可申候若し判取帳無之船車にて積遣し候はゞ其船頭車力押へ置き荷物出口吟味致し仲間の外仲買より買分け致候仁有之候はゞ又張紙に出し右張紙の人同様堅く商内致間敷事猶又酒賣渡し金相滞り張紙へ出候仁是迄仲間の内にて商内致し不申等に相極候處其類家より買分け又は仲買より荷物買取候

哉、不相變商賣致居下地買掛り相滯候て、一向挨拶不致、商内致候人有之候はゞ、是又張紙に出し、一ヶ年相待挨拶無之候はゞ、御公儀様へ可奉願上候、仲買、小賣屋中、別家多數有之、右組合之内、萬一賣代金相滯り候はゞ、其組合不殘、張紙に出し可申候事

と、蓋し張紙とは、一種の懲戒處分にして、俗にこれを「つんぼううじ」（封）と稱せり、然れども這の「つんぼううじ」を受くるものは、所謂ゆる性根の悪しき姦商にて、多數の正直なる小賣人の如きは、問屋が専横の下に蹂躪されつゝ、不當の利益を蕪斷されたるもの、如し、安政六年、小賣人より、町奉行に歎願せる書を見るに、古來より酒升目は、一樽に付三斗五升に相究め、酒一升に付、目方五百目に御座候、三斗五升入十七貫五百目に相定め、樽目方三貫目、菰繩一貫、都合二十一貫五百目と取定め、賣買仕來候處、近來問屋共は、荷主と馴合候歟、小樽取扱候て、中味八升より一斗位迄透（透）、其樽を見積り何升位、手振と唱へ、一斗位透有之候如何物と、七升位と見積り、問屋一同申合申張候、然れど商賣に差支候間、無據買取商内仕居候處、當五月より、右様樽透升目不足之分も、貫引相附不申、高直段に賣渡候間、

以來貫引相立、升目不足之樽は、目方二十一貫五百目之割合を以て、古來之通、時々々の相場に賣渡候様、幾度も問屋行事へ相嘆き、尙又相分り兼候儀も、可有之哉、被存、以書面正路に渡世仕度旨、度々申出候得共、貧究愚昧之者共と見掠め、樽透貫引相立候ては、帳合面倒などと不實不當申張り、私共年來の渡世も相續難致、必至難澁仕候、元來小樽取扱、手振何升位と見積り候義は、全く問屋支配人成合（成合）と乍恐奉存候、樽透貫引之儀は、古來より酒一樽目方二十一貫五百目と相定め、問屋共、夫々辨銀請取乍ら、如何物十九貫五百目位の樽數多有之候に、矢張二十一貫五百目割合を以て、勘定致し取立候儀は、全く問屋共、横領に相違無御座候、是迄數年の間、横領乍致、猶又私欲相募り、當五月より何程樽透有之候共、貫引一切相付不申、實以當惑難澁之至、無是非今般御訴訟奉申上候、何卒相手御召出、御吟味之上、古來之通、二十一貫五百目にて、時々々の相場を以て、正路に賣渡候様、御利解相成候様、偏奉願上候

と、文中、貧究愚昧之者と見掠め云々と訴ふるに至ては、問屋の跋扈の程も想ふに難からず、奉行は宜しく一片の同情を以て、これを迎へざるべからず、然るに彼等

小賣商が其の組合を設け、冥加として金一千兩を進納せんと請ふも、問屋のこれに反對して、支拂延滞の弊を數へしに耳を傾けて、聽許せざりしは、長いものには卷るゝ世と見るの外なく、斯くして、問屋仲買、小賣人は、利害の衝突に睨み合ひつゝ、以て明治の初めに及べり

附 住吉講及び松尾講

住吉講は、爰元旅人衆の發達したるものにして、爰元旅人衆とは、問屋荷主の間に介在して、直段の協定、代金の回收、賣買等の斡旋に任したる世話人なりしが、今其の規模の擴張して、組合組織と進化したるものを、住吉講とす

然るに、問屋荷主、往々其見る處を異にし、動もすれば其の利害の關係より、己れに便ならざるものは、これを住吉講の罪に歸して、これを攻撃するに至れり、寛政三年十月六日、竟に解散の已むべからざるに至れり、然れども、商業上缺くべからざる機關なるを以て、こゝに松尾講なるものゝ起つを見るに及べり曰く

何様住吉講破壊仕らば、御通達要用之儀も、差支可有御座候哉、此儀如何に奉存候、依之此度松尾講興行仕候、自今我等共へ被仰聞、御用等之儀御座候はゞ、松尾

講と宛名御遣し可被下、右得貴意度如斯候

と、然れども、松尾講は、住吉講の後身にあらず、こゝに於て住吉講多年の功勞を、回想する問屋荷主は、乃ち書を、松尾講創設の議に與らざる支配人に寄せて、其の復興を懇願せるを以て、住吉講再び成り、以て松尾講と對峙するに至れり、而かも久しからずして、松尾講先づ解散し、住吉講も亦だ振はず、寛政前後に至り、全く其の跡を絶つに至ると云ふ

第三節 酒價に於ける立直段書上直段仕切

直段の差異

酒價に三つの名義あり

- (一) 立直段
- (二) 書上直段
- (三) 仕切直段

是れ江戸に於ける酒價の慣例にて、立直段とは、新酒の初めて入津するや、問屋及

び四町行事相會し、其の品位容量等を精査し、米及び古酒の價を參酌し、其の代價を協定し、これを荷主に報じ、以て其の年に於ける酒價の標準に資するものにて、立直段は常に其の高きに位せり、而して其の立直段の何故に高きやは所謂ゆる江戸氣質の生みたる賜ものにて、何物にあれ、江戸人は其の新奇を喜べるに由れり、彼の初鯉に布子を典ずる如く、荷もはしり、即ち新奇と云へば價の高下は問ふ處にあらず

白魚や憚りながら江戸の水

是れ江戸ッ兒の本領にして、其の初荷と聞くや、満市これを歡迎するを以て、勢ひ其の早着を獎勵せざるべからざるを得ず、隨て其の直段、人氣と相俟つて高しと云ふ

然れども、其の立直段も、新酒番船の初荷に高くして、後より追々積來るものは、自然下直なるを其の常とし、酒造家往々其の不引合を鳴らすに至れり、蓋し立直段は、問屋若くは其の行事の協定に一任して、酒造家は毫もこれに關與せざるを古來よりの慣習と爲し來りしを以て、價を制するの特權は問屋行事の手中に落ち

隨て其の專横は免れざりしものゝ如し、荷主遂に其弊に堪へず、寶曆五年、書を問屋に寄せて曰く

當新酒立直段被仰聞承知仕候、然る處、右立直段、意外下直に奉存候、當時米相場下直に候故之御事と存候得共、中々只今之米相場にても、右立直段不相應千萬、勿論新酒米の儀は、夏頃より買入、元付高直に御座候、及承候得者、前年より立直段御極之時分、其御組々より、入札を以て平均御極被成候由、今年之儀は、右入札の内格外下直の入札有之、夫故右入札平均惡敷、格別下直の直段に相定まり申御事と奉存候御組々御入札逐一に御書付御登せ可被下候、酒家中心得にも相成候御事に御座候、右立直段候儀、前年之通り、入札被成候御事に候へば、御立てなほし可被下候、今年之儀は、當地一通之新酒にて御座候へば、篤と御勘辨被成何分宜敷御再會可被下候、右御極め直段ケ様に申上候も、前代未聞之事に御座候へ共、案外之下直、最も初めより驚入、末々酒造相續無覺束、酒家中早速打寄申、仕立飛脚を以て如斯に御座候

と、今其の問屋が果して荷主の請ひを容れたるや否やは、これを徴するに文書な

しといへども、漸次其の弊を憐めつゝ近世に及びしものならんと云ふ
 こゝに一言注意すべきは、立直段は問屋の協定して荷主に報ずる價格にして、こ
 れを以て、直ちに市價となすべからざることは是れなり
 次ぎに、書上直段に移らんに、是れは時の政府より問屋に令して、毎月申告せしむ
 る豫定價格にして、官或は高價と認むれば、其の理由を糺し、又既に申告せる後ち
 異動を生ずれば、更に申告を命じ、以て市價の標準と爲したるものにて、蓋し其の
 原は、これを元祿十年の課税に起るものなりと云ふ、同十五年町奉行の下問に答
 ふる書を見るに

去る已年より當年のもの如何様にて、十兩以上も高直罷成候哉御尋被成候、此
 義は前年は新酒寒に入り下り次第に商内仕候處當年は上方にて吟味強く、
 其上去る頃上方より下り寒酒も品川迄は入津仕り候へ共、未商賣御免不被遊
 候故、旁以酒無數御座候間、已年より當年は高直に御座候
 と、而して其の書上直段は、果して其の制令の期する如く、市價の標準として、實行
 せられたりや否やは、疑はしきに似たりと云ふ

こゝに江戸市場の習慣として、酒質の品位を六段等級に分て

- (一) 飛切
- (二) 極上
- (三) 上々
- (四) 上物
- (五) 中物
- (六) 次物

飛切極上などの文字は、今も猶銘酒の頭に、儼然として大書せらるゝを見るなら
 ん、今其の六段等級の消息を窺ふに、享保十一年の文書に

賣直段、壹兩違六段にて、十六兩より拾壹兩までの義委細御吟味之上、拾壹貳兩
 杯之荷主にては何方にも相成申者有之間、敷元來極上酒と名目有之候ても、拾
 五六兩の酒は、當時□□高を思召、御吟味強く、拾壹兩と申酒は、下直成者に候、二
 月之御書上、御相談之上、六段の直違貳三歩つゝの違に被成候て、天上拾四兩か
 拾四兩三步に賣買申酒は、極而無之事に候、何分一段の直違壹兩づゝにて、六兩

は過分に被存候間、二三歩にて六段、三兩より四兩二歩までの内、御相談申上候と見えたり

仕切直段は、仕切計算にして、其の賣付直段を指せるなり、寛延元年問屋定書に曰

く

右之通賣付見當存知寄一統符合せる上は、御荷物無不同相對可申候、萬一心得違有之、見當より高直に相對し賣付爲差登、後日相知れ候はゞ無用捨前々より示合之通り、過料急度差出可申候事とあり、又た

爾後賣付見當協定毎に、御荷物賣付直段少も相違無之様爲差登可申候

と見えたり、而して問屋はこれを販賣定價と稱すれども、果して然るや否は、審かならずと云ふ

第四節 灘酒と内金及び仕切の慣例

これを區別して


(一) 内金

(二) 仕切

の二種とす

内金は、受荷入津毎に、其の代金の幾分を支拂ふを云ふ、文政以後、内金は、大略代金の六歩とし、隔月これを支拂ひ、尋て毎月に改めたり、仕切は、或る期間に於ける荷受代金の惣額より、口錢及び其の他荷主より領收すべき諸費用を控除し、全く其の支拂計算を終るを云ふ、右は文政以後舊に依て、一年毎に精算せしも、毎に延滞を免れざりし、而かも、其の延滞せるもの、仕切直段は、常に高價なるを以て、荷主もこれを利とし、敢て督責せず、因て益延滞の弊を助長し、以て明治の初めに及ぶと云ふ

今、元祿十六年の仕切書を見るに、左の如し

 印	仕切	小松屋十右衛門
---	----	---------

一古酒十駄

参拾兩がへ

内

- 一 貳拾匁
- 一 拾六匁
- 一 百八匁
- 一 貳匁四分五厘
- 一 五匁四分

- 下り銀
- まし下り
- 口 錢
- 飛脚ちん
- 上金分

殘貳拾七兩壹步貳朱五匁六分五厘

右は金銀仕切相渡無出入相濟申候依而如件

元祿十六年未二月二日

山路十兵衛殿

川口忠兵衛

内金、仕切共、其の支拂に二種の方法あり

(一) 爲替

(二) 爲登

爲替とは、荷主より問屋を支拂人として取組むを云ひ、爲登のぼりとは、問屋より現金を荷主に送付するを云ふ、爲替にせよ、爲登にせよ、右、内金、仕切、支拂に關する問屋荷主間の種々紛糾せる事實を擧げて、以て當時の情勢を詳にせんと欲す

貞享三年、問屋の總狀に

内金、仕切等、只今まで段々仕登せ申候處、其後、懸金次第に寄り不申、難義に奉存候、仕切之義、餘り延引に付、先づ借金にて差上申候

元祿十四年八月、問屋より住吉講に與ふる書に

仕切金、御用捨無之、愈御取被成候、御方御座候て迷惑仕候、近年懸金寄惡敷候處に、當秋は賣掛金、別而不調に御座候間、難義仕候、然共、箇様にては、問屋相勤兼申候間、年内之儀は、今迄の日數外、二十日計も是非共御用捨被成、仕切御取組可被下候、尤右之趣、上方へも被仰遣、爲替等御取組被下間敷候、若御聞入無御座、押か

けて爲替等御取組被成候共今迄の日積りにては、手前調不申候に付、金子御渡申間敷候、惣而不賣付、荷物仕切申候儀、問屋作法に無之儀に付、先年より曾て不仕等に申合置候處、頃日は各様御登り際まへに至り、賣殘荷物、少分に至候時は、任御斷仕切來り候方も有之様に及承候、何も迷惑に御座候間、向後は少分にても、不賣付荷物之儀は、仕切申儀得仕間敷候間、左様に御心得可被下候
享保六年の問屋覺書に

代金之儀は、賣付相對日限より、五十日限り爲差登可申事

と見ゆ、古來内金支拂は、三十日を以て期限と定めり、箇は足請あしつづの制に困りたるものにて、足請とは、酒荷入津後、三十日以内に於て、味を損じ、又は腐敗せる時は、其損害は、荷主の負擔と定めし慣例に基けり、然るに三十日の期限は、遂に問屋の反抗に威壓せられて、五十日限となり、爾後市場の景況に因りて、支拂の模様一ならず延享元年、問屋覺書に

九月入船荷物代金、不殘正月初狀に相渡、十月入船荷物代金、半金正月初狀、残り半金、二月朔日相渡可申候

右渡し金、御猶豫被成御請取被下候様、上方荷主方、並に當地御支配方へも、御頼申遣候上は、銘々勤方、今夕示合之通、無相違相互に相愼可申、萬一未熟之仁有之、示合に相背き候而は、相互に身の上の害に相成候間、屹度相守可申、萬一不心得之仕方有之、後日に見聞次第、無用捨入札箱に入札致し、相知次第、屹度仲間相除き可申、依之總連印依而如件

明和二年、問屋より荷主に與ふる書に

當秋入古酒代金、來正月初狀に爲登可申、仲間相談一決仕候に付、右之趣申上候處、此度被仰聞候には、初狀爲登に相成而は、御銘々當酒造、御手當間違、甚御難儀之趣、依之例年之通、古酒代金、年中に爲登候様、猶又新酒代金、前年之通、正月六日初狀に指登せ候様、委細被仰聞出精の上、九月入古酒代金、年中に相渡し申候、挨拶御座候得共、當時古酒新酒相場先達而申上候よりも、意外なる大下落、尤も是迄無油斷少々宛も賣口仕候得共、時分不相應之入込、古酒も早や段々小賣方、新酒に移り申候に付、藏詰古酒、當時相捌不申、問屋中途方に暮れ罷在候、且例年よ

18
22
17
165
245
165
165
29
19
15

敷難澁仕候、依之來る正月六日初狀爲登出來不申體に御座候得共、先達仲間相談一決致し候儀に付、如何様にも致し、正月初狀に爲差登候様可仕候

天明五年問屋覺書に、其年極月入荷物代金を、二月爲登とし、爾後毎月入荷物の代金を、翌々月爲登と、一定せり

御荷物賣付代價爲登金、近年荷方繰合を以て無理爲替取組候得共、商内之儀、不得止内聞にて相勤來候處、段々増長致し、年中酒相場賣口に相抱り、酒造元不勝手筋不勤問屋年中金子世話敷、失墜多く、自然と家業衰微致し、仲間家數次第減少之成行、旁双方共、少も勝手筋無之候に付、此度仲間一統相談之上、酒荷物爲替金相止正金にて爲登申候、尤荷物入船遲速、猶又其時々酒相場捌方、模様を以て是又相談之上爲差登、新酒初入より霜月晦日迄の代金は、正月初狀に爲登可致、酒荷物代金荷主方より内聞にて無據爲替にて相渡吳候様、押而申來り候とも、決して請不申、荷主方より内聞にて、金子相頼申來候とも、是又急度相改め、定め爲登金之外、過上差登せ申間敷候、萬一相斷り候爲め、後荷物送方無之外方へ送り參り候は、見聞次第入札に入、急度及評議可申候、支配方渡は、爲登日

之通に相渡可申候

享保二年覺書に

皆金爲登は、月々南錄打銀平均相場を以て、仕切表にて受取南錄爲登駄賃上方表南錄百兩に付二十七匁五分

文化三年覺書に

爲登賃銀、八日届京、大阪百兩に付三十五匁十日届十五匁と見ゆ、其の後内金は入津後三十日仕切は前年十月十一月の交より、其の年の九月十月の交即ち新酒初積より、古酒積切に至る一年間を以て、一期とし、精算仕拂の舊慣に復し、爾後時に小異同ありといへども、其の大本は曾て變動せざりしもの、如しと云ふ、然れども彼の支拂期限の制の如きは、多く死文に屬して行はれず、後世益、遷延遲滞の弊習に陥りたるもの、如し

明治六年問屋覺書に

改曆被仰出、入日五節、御廢止に相成、依之改正商法之趣意を以、酒御荷物代爲登金仕建、一齋定日則左に

一月六日、三月六日、七月六日、九月六日、十一月六日

右之通、取極候條、宜敷御承引被下度候

と、是れ改曆の爲め、時日を變更したる迄にして、内金、仕切の内容に至つては、依然として舊慣に由れり、而して、内金、仕切共事情纏綿の下に、滯滞の弊あるは、敢て江戸時代に異なるなきが如し、一書に

問屋は跡荷の欲しさに、無理なる爲登金の工面を爲し、其の極、其の既に受け入れたる荷物を切に賣り急ぎ、殆ど投げ賣に齊しき取組をなせるは、從來珍しからぬ事實なり、勿論資本に豊なる問屋には、さることあるまじきが、薄酒の問屋にありては、荷主の歡心を買ふに急にして、動もすれば、かゝる舉動を敢てせるは、勢の已むを得ざる處とはいへ、誠に歎息の外なし、かゝれば、荷主か被る直接間接の損害は、擧げて數ふべからず、されど終に問屋に對し、抗議など申込みたる事蹟なきは、後日に至り書面の上より見れば、十分談判の餘地あるか如くなるも、其の實その時に當り、毫も其の事情を知るによしなし、それは其の代價は一年の後、仕切決算書到着の時ならては、分明せざるがゆゑなり、されは其の

不埒を知りたる時は、所謂途事は追ふべからずの時にて、諒すべもなし、且は問屋荷主間に於ける古來の慣習として、一々は干涉しがたき事情もあれば、止むなく、それは其の時の一種の懸引として、是認するなり
と、爾來問屋荷主間は、其の事情の發生する毎に、漸次改良を企圖しつゝあるも、未だ其の弊を絶つ能はざるものゝ如しと云ふ

第五節 灘酒と手形の關係

手形は文明の利器にして、商業取引上欠くべからざるものなれど、之を活用して、商業機關を圓滑にして、其の慶に浴すると否とは、商業發達の程度如何に關す
從來内金は、飛脚を特派し、正金を回送するを以て、正則とせしが、問屋荷主兩間の便宜上、これを兩替屋に托し、取引を爲すことも、亦た甚だ多かりしが、明治の初め、兩替の制を廢し、十七年手形條例を頒布せられたり、以來今日に至る迄、問屋荷主間、此の新式の利器に依て取引は爲すといへども、未だ大に其の發達を視ざると云ふに至つては、帝國商業史上、取て遺憾尠からずと信ず

是より少しく手形條例制定後、斯界が如何なる影響を受けつゝ來りしかを説かんと欲す

明治十七年の文書に

本月十八日、松方大藏卿より西宮、今津、灘目酒造人之内、重立たるもの三四名づゝ、神戸表へ出頭可致旨、御達に付、一同打揃ひ出頭致候處、卿より御尋之次第は、東京酒問屋と酒造人の間に於て取引之事情詳に上申可致旨に候、則酒造人と酒問屋と取引之義は、信用を專一にして、水魚の間柄に付、販賣方は相任せ置有之候、尤も代金の儀は、毎月六日を以て、アラ見詰金請取、殘餘之儀は、翌年仕切勘定之節請取可申規約に有之候、順序細に申上候處、取引直接に涉り候ては、雙方の間に金融の便宜更に無之、故に手形流通の便利を計り候時は、雙方に於て金融之都合にも可相成儀に付、手形條例の規定に基き、國立銀行へ依頼をなし、酒問屋より約束手形を受取り、銀行にて割引日歩にて、直に請求可申方法に従ふ時は、大に便利に可有之、其方法は、譬ば甲より乙へ荷物を輸出せば、乙は着荷當日より、向ふ六十日間渡の約束手形を、直に甲へ振出し、甲は丙の銀行にて割引

を依頼するの類にて三方共に徳益あるに付、酒造人一同の者へ示談の上、來る二十日、大阪日本銀行へ罷出可申様被仰付候に付、則一同相談の上、罷出候處、銀行に於ても、大藏卿の御説と同様に、懇々御話有之候、右に付、不日大藏卿御歸京之上は、貴地各地店御一同へ、右之方法御説諭も可有之、歟、御心得の爲め、前以て御報申上候、當地に於ても種々と談判中に御座候へ共、何分酒造人、酒屋共、銀行に於て信用に關する儀に付、追て篤と御相談の上、萬事取極め申度、先は右得貴意度候

と、而して右、手形の談は、更に進んで、之を實地に利用せんと試むるに至れり、曰く市況挽回の爲、兼て積止、決行致居候處、最早満期も相近づき候事故、或は一時酒荷幅濶可致被思召候歟に候へ共、當方に於ては、割積議決致居候へば、臨時多額の輸出は無之、等に候、乍然追々寒冷に相成候へば、結局は皆貴地へ輸出致候義に付、年末に至り、自然入嵩み相成候哉、萬一金策上の都合より、一人たりとも低價に賣放し候もの有之時は、忽ち市場に影響し、一般の下落と相成可申歟、誠に寒心の至りに不堪候、因て爰に其救治方法として、本年御發行相成候手形條例

に準據し、約束手形、延手形發行致度、則延手形は、例之十二月六日出を以て御郵送の分を、一月六日或は三十日位迄の延手形とし、御送致被下候はば、醸造家に於ては、右手形を以て當地に於て割引金融可致候就ては、當地第一銀行、或は三井銀行支店等にて確信可致様別紙雛形之通り、御會所に於て御裏書被成下度、然ば雙方とも金融に餘裕可有之、隨て價格も昇騰可致理にて、誠に一舉兩得の義に可有之と想像仕候就ては、御組合篤と御熟議之上、早々御同意御發行相成度、此段希望致候

と、然れども、荷主問屋共、未だ手形の眞價を了知せざるを以て、恰も闇中物を探ぐるが如き觀あり、右、荷主の文書に對し、問屋は如何なる體度を以て答へしか、看よ年末景況豫め御推測之上、一舉兩得の御考を以、約束手形發行の儀、委曲御照會、逐一謹承仕候、如尊命、至極便利と思考仕候へ共、當組に於ては、是迄會て實驗不致事に候へば、篤と右延手形に附て生ずる利害得失を討議研究之上、追て其意見書御回送可仕候へ共、貴地銀行の信用を確むる爲に、酒問屋會所に於て、辨償の義務を負擔仕候等の儀は、到底難行届見込に御座候、猶ほ御參考も可有之と

存候儘、此段併て及御回答候、宜敷御了承可被下候

と、蓋し當時に在ては無理ならぬ次第にして、未だ手形の實行は、これを見ることを得ざる形勢なりしも、時の先覺者なる政府及び紳商の獎勵に依て、荷主問屋茲に相會して、盟約十九條を定め、以て手形を發行するに至れり、今其の要を摘て言はん

約束手形は、酒相場の景況、金融の爲に發行するを、適當の場合と認むるときは、組合の者より頭取へ通知し、頭取は之を會議に諮問し、一定の上は送金定日の十日以前に、總狀を以て、報告の上發行するものとす、且臨時相場變動の際は報告をなさずして、約束手形を發することもあるべし

貨主へ問屋より送金するの期限は、毎月六日出を以て、通常とすべし、但此送金は、爲替手形、則參着渡、或は都合により約束手形を用ふべし

通常貨物代金に、臨時約束券を求むる貨主あるときは、該金額の渡り期日は、双方の適宜に取計ふことを得べし

約束手形を送附するときは、該券に係る費用、即ち手形買下税、郵送税は、貨主の

負擔たるべし

該約束は、振出人即ち問屋、受取人即ち貨主、双方の信用に由り金融の途を開くものにして、其の手形履行の嚆矢なるを以て、問屋と従來知己の銀行、又は取引先にして、振出人に信を置き、割引の承認をなすべき貨主を取極め、之を兼て貨主に報知し置くべきものとす

約束手形を渡せし後、其貨物腐敗したる爲に生ずる損害は、勿論貨主の負擔と雖も、此約束券の金額は、振出人即ち問屋に於て相渡すべし

と、然れども利器もこれを活用せざれば、正宗も鈍刀と同じく、當時これを利用するもの甚だ多からざりしと云ふ、惟ふに、手形流通の汚隆泰否は、一つに係りて商人の智徳如何に在り、事にこれに従ふものは、宜しく活眼を開いて、宇内の大勢に後れざらんことを要す

第六章 灘酒と價格の變動

第一節 江戸時代の原價と東京時代の原價

江戸時代の原價と、東京時代の原價とを比較對照して示さんに
江戸時代……享保十年下り酒問屋より奉行に提出せる、極上酒元付仕様調書によれば、江戸着十駄即ち二十樽に對し、金十一兩一步六匁九分六厘、之れに問屋口錢二步十匁九分六厘を加へ、合計金十二兩と四匁四分二厘を以て原價とせり、其の内譯左の如し

酒十駄に對する元銀差引明細書

備考	出		入		差引 (即チ原價)
	高	摘	高	摘	
計	四三八、九六 七〇〇〇	一玄米九石三斗二分 一石十七匁二分	二八〇〇 五六〇	粕代 糠代 小代	
計	六五〇、九六	蔵男米搗其ノ他一切費 銀繩産代等掛 薪代 江戸廻船運賃	二九〇		六一四、四六
備考	當時金相場は銀五十四匁なり故に銀六百十四匁四分六厘は即ち金十一兩一步六匁九分六厘なり之に問屋口錢二步十匁九分六厘を加へ合計十二兩四匁四分二厘となる				

東京時代……明治九年今津郷の調査に依るに、其の年の造石、合計三萬六千六百五十四石一斗五升にして、其の原價は十七萬五千三百三十三圓五十三錢三厘、一石四圓七十七錢八厘、其賣價は十九萬二千三百三十五圓四錢四厘、一石平均五圓十九錢、其の收益は一萬五千一百一圓五十一錢一厘、其の一ツ仕舞四十配、九石三斗仕舞の見當を以てせる計算は、玄米四百六十五石、一石の價四圓五十七錢とし、合計二千二百二十五圓五錢、杜氏給料三十圓、衛門以下藏人給十一人一日平均八錢とし、一は、一は、一の代金、七圓とし、合計七十七圓、油六斗、一斗二圓六十錢として、合計十五圓六十錢、藏敷賃百二十五圓、諸雜費百七十圓、七十五錢、總計二千六百九十九圓六十五錢、内、生粕一配に八十貫匁を産するものとし、合計三千二百貫匁、百貫匁の價四圓八十錢とし、合計百五十三圓六十錢を控除し、殘額二千五百四十六圓五錢、其の得る處の清酒は、一配毎に十八駄片馬、一駄の量七斗二升とし、合計五百三十二石八斗とせり、即ち其の一石の原價は、適に四圓七十七錢八厘なり、而して、其の西宮郷に於けるものは、造石合計五萬五千二百五十一石にして、其の

原價二十七萬七千三百三十五圓二十七錢一厘、一石五圓二錢、其の賣價は三十萬三千三百十六圓五十七錢七厘、一石平均五圓四十五錢四厘、其の收益は二萬三千九百八十一圓三十錢六厘、其の一ツ仕舞四十配、九石三斗仕舞の計算は、玄米四百八十四石、一石四圓六十錢とし、合計二千二百二十六圓四十錢、杜氏給三十五圓、衛門以下藏人給十一人一日平均八錢、百八十八圓、飯米十三石、一石五圓二十三錢とし、合計六十七圓九十九錢、薪十一は、一は、一の代七圓拾二錢五厘として、合計七十八圓三十七錢五厘、藏敷賃百五十圓、諸雜費百八十三圓、總計二千八百二十八圓七十六錢五厘、内、生粕一配に八十貫匁を生するものとし、合計三千二百貫匁、百貫匁の代、四圓八十錢とし、合計百五十三圓六十錢を控除し、殘額二千六百七十五圓十六錢五厘、其の得る處の清酒は、一配毎に十八駄片馬、一駄の量七斗二升とし、合計五百三十二石八斗とせり、即ち一石の原價は、正に五圓二錢なり、而して、其の十六年以後、三年間に於ける酒造百石に對する收支を平均すれば、即ち左の如し

支出之部

種目	收入之部		
	上等	中等	下等
酒造米代	五九七三九	四七三二八〇	四三三三三
精米代	一九八二六	一八〇三四	一六三三三
薪代	一九一五一	一七四一〇	一五、六六九
雇人賃金	三六三〇〇	三三〇〇〇	二九、七〇〇
同飯料	一、四七〇	一〇、四二八	九、三八五
税	四三〇、〇〇〇	四三〇、〇〇〇	四三〇、〇〇〇
諸雜費	五三、六八〇	五三、六八〇	五三、六八〇
合計	一、〇九〇、一五五	一、〇三五〇、三三三	九、九八八、八八
上穂代	二七〇	二七〇	二七〇
小米代	五、六三九	五、一六六	四、六一五
糠代	一、三〇〇	一、〇三六	九、三三五
酒粕代	二九、三六〇	二九、三六〇	二九、三六〇
酒代	一一、九八八	一〇、五三〇、八〇	九、九〇二、七三
合計	一一、六四五、七	一〇、九七一、九七	一〇、三三八、四三

是れに依れば其の收利は、上酒に於て七十六圓三十錢二厘、中酒に於て六十二圓十七錢五厘、下酒に於て五十三圓九十五錢四厘を得る比例なりと云ふ
 今又江戸時代に溯りて、享保十年元付仕様書を示さんに

極上酒十駄に對する元銀差引明細書		
銀高	出	
	摘	要
五、八〇六	米九石三斗代一石平均五十二分	
三、四八五	米三石三斗代一石平均五十二分	
二、八五〇	米一石三斗代一石平均五十二分	
八〇〇	酒造人十五人宛	
一、八七五	糶手間	
九〇〇〇	米薪代	
三、五〇〇	糠十駄代	
三、五〇〇	糠包二十枚代	
灘酒史		

銀高	入	
	摘	要
一、六〇〇	生粕八俵一俵二匁	
四、八〇	糠一石六斗一石三匁	
四、〇〇	粉米二斗	
		差引殘 (即ち原價)

計	八三一九一	八〇七一
備考	二四八〇	
木割半入		
用一ツに付樽や油酒袋竹木諸入		
船賃		
蔵敷口錢支配料		

當時金相場は平均五十七匁、八百七匁一分一厘は、金四十兩九匁一分一厘なり

今東京時代即ち明治三十一年の精査表を擧て、これに對照すれば左の如し

事項	金額	摘要	清酒千石當に要する金額
支出總計	一七三、六二七、六八八		二八、二七三、六、九
玄米買入代	五〇、三二五、七三三	壹石平均金九圓七十五錢八厘	八、六四、三三〇
米代利子	三、六三三、七三三	一ヶ月金九厘にして八ヶ月の見込	五八七、八二四
米搗賃	一、七九六、六〇九	水車搗米一石四十一錢二厘掛米一石三十五錢二厘	二九、一五一七
薪炭代	一、四六五、三三三	一仕込金五圓六十三錢六厘にして二六〇の仕込	二二七、七五〇
杜氏給料	二九、二五〇	年四ヶ月間の見込五人分	四八、五五六
同貸與金	一、六四〇、〇〇〇	一人分金三十三圓八十錢五人分	二六、六一〇

事項	金額	摘要	清酒千石當に要する金額
蔵蔵人給料	一、八五一〇、八〇〇	延人員一萬〇二百十八人	三〇〇、三五六
同三役賃與	九七、二〇〇		一五、七七二
杜氏蔵人食費	一、六九〇、四三三	一人一日分十六錢五厘	二七四、二八九
器具器械賃貸價格	一、三二七、七〇〇	器具器械時價一萬三千七百七十七圓此賃貸價格時價に對し年割の見込	二二、三八一〇
建物同上	四、二七二、〇七五	建物時價四萬二千七百二十圓七十五錢此賃貸價格時價に對し年割	六九三、一八六
製造場敷地同上	五、五九三、七五	土地時價金一萬一千八百八十五圓五十錢此賃貸價格時價に對し年五分	九〇、七四七
同地租其他公課	一、八〇、六四三		二九、三一一
代人給料	九三、四〇〇		一五、一五五
仕込水代	八二、六八三	壹樽(二斗入)代八厘運搬費二錢七厘	一三、四一六
手代當雇人給料	八八、一四五	一人一ヶ月金五十五圓〇七錢一厘十六人分	一四、二九七
同食費	一、三九、四〇〇		二二、六一九
同食費	八七、六〇〇	一人一日分金十五錢	一四、一三三
荷造費	一、五、〇一、二〇〇	荷造樽代とも三千九百七十四駄分	二、四五〇、三三〇
運送費	三、〇七、一九〇	三千九百七十四駄分	四九、八四六
問屋口錢	七、三三、六八〇		一、七三、五七四
雜費	二、〇〇、四三七	賣上金の七分	三三、五三〇
小計	九七、八五八、九二二		一五、八七八、五七五
造石税	七三、九五六、〇九六		一一、〇〇、〇〇〇

差	雜	空	小	楮	酒	酒	清	收	村	所	同	營
引	入	債	米	米	粕	滓	酒	入	計	得	附	業
入	入	債	米	米	粕	滓	酒	入	計	得	附	業
三、一四、六九一	四、五、〇〇〇	一、三三、三二五	五、三、七八一八	一、三三、五五一	三、七、八〇、九五	五、〇、〇〇〇	一、七〇、九七〇、六〇〇	一、七六、七四、三三七九	七、五、七八、七七六	三、六、八七、三三	二、三、一、七、七九	九、三、二、四、七、七六
						一石金十圓	查定高六千六百三十三石〇八合、引減百二十六石九斗、 二升三合の内、清酒として販賣するもの、七十六石一斗、 量減三合計、六百三十九石七斗、 百〇二石四斗、 十四圓、 五十四圓、 此數、 千九百、 三〇、 千九百、 七十四、 東、 京、 積、 十、 石、 四、 斗、 七、 石、 三、 斗、 入、 二、 百、 八、					
							二、七、四、一、六、九、九	二、八、六、七、八、一、八、六	二、九、四、一、二、四	五、九、八、三、〇	三、七、六、〇、〇	一、五、一、二、〇、二、〇
							八、一、一、三					
							六、一、三、三、五、八					
							二、〇、〇、四、八、〇					
							八、七、二、六、六					
							二、〇、〇、〇、〇、〇					
							七、三、〇、一、〇					
							五、〇、五、四、八、七					

第二節 江戸時代の市價と東京時代の市價

酒と肴は六百出^たしや氣儘とは何時^{いつ}の頃なるや、元祿以前に在りては、酒價の何程なりしや、今得てこれを知るに由なし、元文二年問屋の記録に、伊丹十三兩二步、大阪天満及西宮十二兩三步とあり、茲に江戸時代の市價を掲げて、如何に廉價なりしかの一斑を示さん

年次	其の年の平均の酒價		
	上	中	下
元祿十年	一、四、〇〇〇	一、三、〇〇〇	一、二、〇〇〇
同十四年	一、八、〇〇〇	一、六、〇〇〇	一、七、〇〇〇
同十五年	三、〇、〇〇〇	二、六、〇〇〇	二、六、〇〇〇
同十六年	三、〇、〇〇〇	三、〇、〇〇〇	三、一、〇〇〇
寶永元年	三、〇、〇〇〇	三、〇、〇〇〇	三、一、〇〇〇
享保七年	一、四、〇〇〇	一、三、〇〇〇	一、三、〇〇〇

同 九 年	寶 曆 六 年	同 三 年	寬 延 二 年	同 四 年	同 三 年	延 享 二 年	同 三 年	寬 保 元 年	同 五 年	元 文 元 年	同 十 年	同 九 年	同 八 年
-------------	------------------	-------------	------------------	-------------	-------------	------------------	-------------	------------------	-------------	------------------	-------------	-------------	-------------

一五、〇〇
一四、〇〇
一四、三〇
一四、〇〇
一八、〇〇
一八、〇〇
一六、〇〇
一七、〇〇
一五、〇〇
一五、〇〇
一七、〇〇
一八、〇〇
一五、〇〇
一三、〇〇

一四、〇〇
一三、〇〇
一三、〇〇
一三、〇〇
一七、〇〇
一七、〇〇
一六、〇〇
一五、〇〇
一五、〇〇
一五、〇〇
一四、〇〇
一四、〇〇
一四、〇〇
一四、〇〇

一三、〇〇
一三、〇〇
一三、〇〇
一三、〇〇
一六、〇〇
一五、〇〇
一五、〇〇
一三、〇〇
一三、〇〇
一三、〇〇
一三、〇〇
一三、〇〇
一三、〇〇
一三、〇〇

元 治 元 年	文 久 三 年	同 八 年	天 保 七 年	文 政 九 年	文 化 八 年	寬 政 元 年	同 八 年	同 七 年	同 六 年	同 五 年	同 四 年	天 明 二 年	明 和 五 年
------------------	------------------	-------------	------------------	------------------	------------------	------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	------------------	------------------

一三、〇〇
一七、〇〇
一三、〇〇
一三、〇〇
一六、〇〇
一八、〇〇
一三、〇〇
一四、〇〇
一三、〇〇
一三、〇〇
一六、〇〇
一三、〇〇
一七、〇〇
一四、〇〇

一三、〇〇
一五、〇〇
一五、〇〇
一三、〇〇
一五、〇〇
一七、〇〇
一〇、〇〇
一三、〇〇
一三、〇〇
一三、〇〇
一三、〇〇
一三、〇〇
一三、〇〇
一三、〇〇

一三、〇〇
一三、〇〇
一三、〇〇
一三、〇〇
一五、〇〇
一五、〇〇
一〇、〇〇
一三、〇〇
一三、〇〇
一三、〇〇
一三、〇〇
一三、〇〇
一三、〇〇
一三、〇〇

慶應元年	五〇,〇〇	四五,〇〇	二二〇	三七,一〇
------	-------	-------	-----	-------

往時一樽の量三斗五升、後世に至るに及び稍之を減じ、遂に三斗より二斗八升に至る、則ち其の價格の昂低に關せる推して知るべきなり、然も其詳亦知るべからずと云ふ
 是より東京時代に移りて、市價の梗概を示さん

第一 灘五郷酒價の一斑

年次	平均	番船	大坂在々
明治元年	平均 五七,〇〇 <small>兩米</small>		
同二年			
同三年			
同四年		番船 西宮 灘目 伊丹 池田	大坂在々
同五年			

同五年 同上 六三,〇〇 同上 四七,〇〇
 同四年 同上 七三,〇〇兩米 大坂在々 五〇,〇〇兩米
 同三年 同上 六三,〇〇 同上 四七,〇〇
 同二年 同上 六三,〇〇 同上 四七,〇〇
 同一年 同上 六三,〇〇 同上 四七,〇〇

年次	平均	上	中	次
同六年	同上	同上	同上	同上
同七年	同上	同上	同上	同上
同八年	同上	同上	同上	同上
同九年	同上	同上	同上	同上
同十年	同上	同上	同上	同上
同十一年	同上	同上	同上	同上
同十二年	同上	同上	同上	同上
同十三年	同上	同上	同上	同上
同十四年	同上	同上	同上	同上
同十五年	同上	同上	同上	同上
同十六年	同上	同上	同上	同上
同十七年	平均 一〇五,〇〇			
同十八年	上 一八五,〇〇			
同十九年	飛切 二五,〇〇			

同六年 同上 五三,〇〇
 同七年 同上 五三,〇〇
 同八年 同上 五三,〇〇
 同九年 同上 五三,〇〇
 同十年 同上 五三,〇〇
 同十一年 同上 五三,〇〇
 同十二年 同上 五三,〇〇
 同十三年 同上 五三,〇〇
 同十四年 同上 五三,〇〇
 同十五年 同上 五三,〇〇
 同十六年 同上 五三,〇〇
 同十七年 同上 五三,〇〇
 同十八年 同上 五三,〇〇
 同十九年 同上 五三,〇〇

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二十三年	三十二年	三十一年	三十年	二十九年	二十八年	二十七年	二十六年	二十五年	二十四年	二十三年	二十二年	二十一年
			次			同	飛切				平均	同
			一六〇,〇〇			一四〇,〇〇	一五三,〇〇				一六〇,〇〇	一三三,〇〇
						同	極上					同
						一四〇,〇〇	一二七,〇〇					一二五,〇〇
						同	上々					同
						一一〇,〇〇	一二五,〇〇					一〇一,五〇

一一三

同	同	同
三十六年	三十五年	三十四年

備考
 表中番船と稱するものは新酒初めて市に上れる際に定むる處の價格にして、其年市價の高下は概ね之に依りて
 ト知すべしと云ふ

明治六年十月海内各地酒價表 (價格は總て一石當りとす)

地名	品位			
	上	中	下	平均
東京市中	一五,八〇六	一三,三〇六	九,九四六	一三,〇〇〇
西京市中	六,六七七	四,九二七	三,一七七	四,九二七
大阪市中	六,五〇〇	五,二五〇	三,〇〇〇	四,九二七
山城	六,六四九	四,七〇八	三,〇八九	四,八一五
天和	五,〇一二	五,〇一二	五,〇一二	五,〇一二

一一三

灘酒史

安上常近美飛信上磐岩陸

灘酒史

房總陸江濃彈濃野野城代前中

一五、八三三
五、二〇六
一〇、三三三
五、八〇四
五、四〇二
六、六五一
五、九八四
五、三八一

一〇、四一七
四、五三三
八、三四〇
五、四〇一

七、五〇〇
四、〇三一
六、四二九
四、九〇〇
三、一八八
五、五八七
三、九三三
四、七八九

一、二五〇
四、五八七
八、三六八
五、〇八一
四、一一四
六、〇七四
四、九七五
五、〇八五

二二五

河和攝伊伊志尾三駿甲伊相武

內泉津賀勢摩張江河豆摸藏

六、〇五四
八、九三五
四、二五〇
七、四六三
五、七九七
五、四七四
五、九六一
一〇、四二〇
六、七三三
八、五六一
七、五三五
七、〇〇四

五、五五四
七、五〇〇
三、五七五
五、七五六
四、六九〇
四、三〇三
五、〇五三
五、一四四
七、三三六
六、九七九

四、九二九
五、八七五
二、七三五
四、四九八
三、七三五
二、九八九
四、四八三
六、二七六
四、二八五
六、四三九
六、六四九
五、四二八

五、五二三
七、四三三
三、五七
五、九〇六
四、七三八
四、二五五
五、一六九
八、三五八
五、三八〇
七、四三三
七、〇五五
六、二一六

二二四

伯出石隱播美備備安周長淡紀

者雲見岐磨作前中後藝防門路伊

八、二八五	五、五〇〇	八、三三二	七、六四三	七、〇九〇	四、五八一	四、一六七	五、八八五	四、七〇〇	六、七四八	六、六〇〇	五、四六六	四、二二〇
七、三九五	五、五〇〇		七、〇九〇			三、七三三		四、〇七〇	五、〇一〇	六、六〇〇		
五、七八九	五、五〇〇	五、九三三	六、五二七	七、〇九〇	四、一〇一	三、三三三	四、一〇一	四、〇〇〇	五、一一三	六、六〇〇		三、九六〇
七、一五五	五、五〇〇	七、一三三	七、〇八〇	七、〇九〇	四、四三三	三、七六六	五、〇六六	四、七〇〇	五、九六〇	六、六〇〇		四、〇九〇

陸羽羽若越能加越佐丹丹但因

奧前後狹前賀登中後波後馬幡

五、〇八〇	五、三三三	四、九六八	五、三九七	三、二七五	四、二八九	四、五七一	六、〇三九	四、五四七	五、九六四	五、八四八	六、〇九〇	四、七九二
	四、四一七			三、二七五				四、四三五	五、八三二	五、八四八	六、〇九〇	
三、八〇七	三、七〇〇	三、〇五三	三、七七六	三、二七五	三、三三〇	四、三二四	四、九四一	四、二五八	五、八三二	五、八四八	六、〇九〇	四、三三六
四、四三三	四、四一七	四、〇一〇	四、五六六	三、二七五	三、八六〇	四、四三三	五、四九〇	四、四三三	五、八三二	五、八四八	六、〇九〇	四、五一四

阿波	讃岐	伊豫	土佐	筑前	筑後	豊前	豊後	肥前	肥後	日向	大隅	薩摩	壹岐
八、三三五	七、一一〇	六、三九四	—	五、一六六	四、六九八	四、〇五二	六、〇七三	六、五六八	二〇、八七五	八、〇〇六	九、九五四	九、八二四	—
六、九二二	六、三四〇	—	—	—	—	—	—	—	—	八、〇〇六	九、九五四	九、八二四	—
五、六八八	五、六八七	五、九三七	—	四、三八九	三、一〇七	三、六〇五	四、八八〇	五、五四八	一八、九八三	八、〇〇六	九、九五四	八、八二四	—
六、九四五	六、三七九	六、一六五	—	四、七三七	三、九〇三	三、八二八	五、四七六	六、〇五八	一九、九二九	八、〇〇六	九、九五四	九、八二四	—

二二八

これより各府縣下酒造地に於ける價格表を示さん又は是れ他山の石灘酒の價格を知ると同時に、知らざるべからざるものなり

府縣名	地名	上酒		中酒		下酒	
		新酒	古酒	新酒	古酒	新酒	古酒
東京府	上方回り輸入	—	一五、三五〇	—	一三、八五〇	—	七、一五〇
京都府	下京區第拾七組	九、五〇〇	一一、五〇〇	九、〇〇〇	一一、〇〇〇	八、五〇〇	一〇、〇〇〇
	山城國 <small>伏見郡</small> 御籠屋町	八、四〇〇	一〇、一〇〇	八、〇〇〇	一〇、〇〇〇	七、五〇〇	九、五〇〇
	丹波國 <small>天田郡</small> 福知山	一一、〇〇〇	一三、〇〇〇	九、〇〇〇	一一、〇〇〇	八、〇〇〇	一〇、〇〇〇
	丹後國 <small>與謝郡</small> 宮津	一三、〇〇〇	一五、〇〇〇	一一、〇〇〇	一三、〇〇〇	八、〇〇〇	一〇、〇〇〇
	攝津國 <small>大坂市街</small>	—	一三、〇〇〇	—	一一、〇〇〇	—	九、〇〇〇
	同國 <small>島上郡</small> 富田村	一〇、〇〇〇	一二、〇〇〇	九、〇〇〇	一一、〇〇〇	八、五〇〇	一〇、〇〇〇
	和泉國 <small>堺區</small>	—	一三、〇〇〇	—	一一、〇〇〇	—	九、〇〇〇

二二九

對 嶋 一、一、六〇七 一〇、〇〇〇 八、五二二 一〇、〇五九

大阪府	大和國添上郡奈良	13,500	13,500	10,000	10,500
	河内國石川郡富田林村	16,000	16,000	13,000	9,000
	大和國添上郡郡山	15,000	15,000	14,000	13,000
	大坂市街輸入	10,200	10,200	7,200	11,000
神奈川縣	武藏國南多摩郡八王子驛	13,500	15,000	9,700	10,000
	相模國足柄下郡小田原驛	12,100	12,700	10,700	10,000
兵庫縣	攝津國武庫郡西宮町	12,400	12,400	8,300	10,300
	同 國莨原郡魚崎村	13,300	13,300	11,200	10,000
肥前國	肥前國南高來郡島原町	16,000	16,000	12,000	18,000
長崎縣	同 國北高來郡諫早町	26,000	26,000	22,000	15,000
	同 國東彼杵郡大村	18,000	18,000	13,500	11,000
	越後國古志郡長岡町	9,000	15,000	8,500	11,000
新潟縣	同 國西蒲原郡上泉村	2,000	11,000	1,000	10,000
	同 國三原郡片貝村	11,000	13,000	10,000	10,000

1130

埼玉縣	武藏國北埼玉郡行田町	10,700	13,500	10,300	12,800
	同 國南埼玉郡久喜町	12,400	13,500	10,700	12,800
	下總國東葛飾郡流山村	11,400	13,500	10,700	10,000
千葉縣	同 國同 郡野田村	11,400	13,100	10,700	9,800
	同 國香取郡佐原村	13,000	13,000	10,000	9,200
	攝津地方より輸入	13,000	16,000	10,000	9,700
茨城縣	常陸國新治郡石岡町	17,500	17,500	11,800	11,000
	下總國結城郡結城町	14,100	14,100	10,800	11,000
	常陸國久慈郡太田村	14,200	14,200	10,800	11,300
群馬縣	上野國西群馬郡高崎驛	11,800	13,100	10,400	11,400
	同 國新田郡太田町	10,000	11,000	9,000	8,500
	下野國下都賀郡栃木町	10,000	12,800	9,200	10,000
	同 國足利郡足利町	12,000	12,000	10,000	11,000
栃木縣	同 國安蘇郡佐野町	11,000	14,000	10,000	11,500

1131

灘酒史

同 國 梁田郡 福居町	一一,五〇〇	一三,九〇〇	一〇,五〇〇	一一,五〇〇	九,六〇〇	一一,〇〇〇
同 國 河内郡 宇都宮町	一三,〇〇〇	一三,五〇〇	一一,〇〇〇	一三,〇〇〇	九,〇〇〇	一〇,〇〇〇
同 國 上都賀郡 鹿沼宿	一〇,八五七	一三,六九九	一〇,四三六	一一,五二八	一〇,〇〇〇	一〇,五〇四
伊勢國 三重郡 室山町		一三,五七一		一三,八五七		一〇,七五七
同 國 河田郡 玉垣村		一三,六八五		一三,一四三		
同 國 奄藝郡 上野村		一三,〇九五		一三,〇三三		
愛知縣 尾張國 知多郡 龜崎村	一三,三〇〇	一五,四一七	一一,〇三三	一三,一九九	九,六五五	一〇,九〇九
同 國 同 郡 牟田村	一一,〇〇〇	一三,九三六	七,八〇〇	一〇,〇六〇	七,二五〇	七,〇三六
駿河國 安倍郡 靜岡	一三,五〇〇	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇	一三,五〇〇	一一,〇〇〇	一一,〇〇〇
遠江國 敷知郡 濱松	一一,五〇〇	一六,〇〇〇	一一,〇〇〇	一三,〇〇〇	九,五〇〇	一一,〇〇〇
芝區 本芝二丁目			一〇,〇〇〇	一〇,四九二		
武藏國 東多摩郡 上井草村			九,五五〇	一一,〇〇〇		
東京府 同 國 東葛飾郡 東船堀村			一〇,五〇〇			
地廻り輸出入		八,五七〇		六,六七〇		五,〇〇〇

京都府 丹波國 北桑田郡 大野村	一三,五〇〇	一三,〇〇〇	一一,五〇〇	一三,〇〇〇	一一,〇〇〇	一一,五〇〇
丹後國 竹野郡 淺茂川村	一三,〇〇〇	一六,〇〇〇	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一一,〇〇〇
攝津國 能勢郡 森上村		九,五〇〇		九,〇〇〇		八,五〇〇
和泉國 日根郡 谷川村		一一,〇〇〇		一一,〇〇〇		一〇,〇〇〇
河内國 交野郡 穂谷村		一五,五〇〇		一五,〇〇〇		一〇,〇〇〇
大和國 宇田郡 松山		一三,五〇〇		一三,五〇〇		
同 國 高市郡 柏森村	九,五〇〇	一〇,五〇〇		九,五〇〇		九,〇〇〇
和泉國 日根郡 市場村		一一,五〇〇		一〇,一〇〇		
河内國 錦部郡 日野村		一五,〇〇〇		一三,〇〇〇		九,〇〇〇
神奈川縣 武藏國 都筑郡 奈良村	一一,五〇〇	一一,一〇〇	一〇,八〇〇	一一,八〇〇	一〇,三〇〇	一一,五〇〇
相模國 愛甲郡 宮ヶ瀬村	一〇,八五七	一三,五七一	一三,一四三	一三,八五七	一一,五二八	一一,一四三
淡路國 津名郡 洲本	九,〇〇〇	一三,〇〇〇	八,六〇〇	一三,〇〇〇	八,五〇〇	一〇,〇〇〇
兵庫縣 同 國 出石郡 出石町	一三,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一一,〇〇〇	一三,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一一,〇〇〇
肥前國 西彼杵郡 横瀬村			一一,五〇〇	一六,五〇〇		

長崎縣	同國南高來郡千々石村	二,〇〇〇	一五,〇〇〇	一〇,〇〇〇	二,〇〇〇	九,〇〇〇	二,〇〇〇
	壹岐國壹岐郡河須村	—	—	二,五〇〇	一八,〇〇〇	二,五〇〇	—
	越後國西頸城郡大野村	一四,六〇〇	一五,八〇〇	一五,二〇〇	一五,〇〇〇	一三,〇〇〇	一四,〇〇〇
新潟縣	同國古志郡浦瀨村	八,〇〇〇	一一,五〇〇	七,五〇〇	一〇,〇〇〇	七,〇〇〇	九,五〇〇
	佐渡國雜多郡北片邊村	一一,七〇〇	一三,五〇〇	一〇,八〇〇	一一,七〇〇	八,一〇〇	九,九〇〇
	武藏國比企郡小田村	一〇,〇〇〇	一一,七〇〇	九,三六六	一一,四三六	八,五七一	一〇,七〇〇
埼玉縣	同國秩父郡大宮郷	一〇,〇〇〇	一一,四三八	九,三六六	一〇,七三三	八,五七一	一〇,〇〇〇
	下總國下埴生郡安倉村	一一,三三三	一三,三六〇	一一,八〇〇	一一,四六〇	—	一一,三六八
	同國匝埜郡八日市場村	一〇,九三三	一二,五五三	一〇,〇七五	一一,六四四	—	九,三三三
千葉縣	上總國山邊郡東金村	一一,八五〇	一二,六六〇	一〇,五六〇	—	一〇,五五〇	一〇,八五〇
	同國夷隅郡大多喜村	一一,三〇〇	一三,三三三	一一,一一一	一一,五〇〇	一〇,五五六	一一,七三三
	安房國長狹郡前原町	一一,五〇〇	一二,五〇〇	一一,二〇〇	一一,二〇〇	一一,〇〇〇	一一,〇〇〇
茨城縣	常陸國眞壁郡半谷村	一一,七五〇	一三,五〇〇	一〇,三〇〇	一一,六六〇	—	一一,三三〇
	同國久慈郡東染村	七,六六〇	一〇,〇〇〇	七,二二六	九,〇六〇	六,六六六	八,三三三

群馬縣	同國多賀郡中妻村	一〇,〇〇〇	一一,〇〇〇	九,〇〇〇	一〇,〇〇〇	八,五〇〇	九,〇〇〇
	上野國利根郡沼田町	一三,四〇〇	一五,〇〇〇	一三,三〇〇	一四,〇〇〇	一一,五〇〇	一三,〇〇〇
	同國甘樂郡萬場村	一一,三〇〇	一二,七一一	—	一一,四〇〇	—	一一,〇六一
	下野國下都賀郡近島村	一一,六六〇	一二,五〇〇	一一,〇六〇	一一,七六〇	一〇,三五六	一一,五〇〇
	同國足利郡小俣村	一一,〇〇〇	一二,五〇〇	一〇,五〇〇	一一,三三〇	一〇,〇〇〇	一一,〇〇〇
栃木縣	同國安蘇郡田沼宿	一一,〇〇〇	一二,八〇〇	一〇,七〇〇	一一,四三六	九,八八〇	一〇,七〇〇
	同國梁田郡久保田村	一一,〇〇〇	一二,五〇〇	一〇,二〇〇	一一,〇〇〇	九,八八〇	一一,〇〇〇
	同國上都賀郡小來川村	一一,二一七	一二,三九〇	一〇,五五五	一一,七六六	一〇,〇〇〇	一一,一一一
	同國芳賀郡眞岡町	九,三六〇	一〇,一七〇	九,〇〇〇	九,七五〇	八,五七〇	八,五七〇
三重縣	伊勢國多氣郡五桂村	—	一一,一四三	—	九,七三四	—	—
	同國同郡車川村	八,一四三	—	—	—	—	—
	同國三重郡菰野村	—	—	—	—	—	—
愛知縣	三河國東加茂郡足助村	一〇,〇〇〇	一一,二八〇	八,三〇〇	一一,一〇〇	七,五〇〇	九,〇〇〇
	同國北設樂郡稻橋村	一一,一四三	一二,七三三	一〇,一四三	一〇,八五七	九,五七一	八,八五七

灘酒史

福島縣	宮城縣	長野縣
磐城國磐前郡平町	同國小縣郡九子村	同國植科郡松代町
	同國雄勝郡松本深志町	同國南佐久郡大澤村
	同國西筑摩郡福島村	同國諏訪郡上諏訪町
	同國上伊那郡飯田町	陸前國仙臺區
	同國上伊那郡飯田町	同國志田郡大柿村
	同國上伊那郡飯田町	同國牡鹿郡石卷村
	同國上伊那郡飯田町	同國牡鹿郡石卷村
	同國上伊那郡飯田町	同國西白河郡白河町
	同國上伊那郡飯田町	同國北會津郡若松町
	同國上伊那郡飯田町	同國北會津郡若松町

二二七

岐阜縣	滋賀縣	山梨縣	静岡縣
同國上郡八幡殿町	同國蒲生郡八幡市街	同國所輸	駿河國富士郡上稻子村
同國羽東郡笠松村	同國生野郡大津市街	同國西山梨郡甲府	同國益津郡濱當目村
同國安八郡大垣町	美濃國厚見郡岐阜町	同國	同國南巨摩郡會穗村
同國東加茂郡大垣町	同國	同國	同國
同國不破郡小布施村	同國	同國	同國
同國上水内郡柏原村	同國	同國	同國

二二八

岩代國伊達郡川俣村	三,000	一四,000	一一,000	一三,000	一〇,000	一一,000
同 國岩瀨郡須賀川村	八,八〇〇	二二,八〇〇	八,〇〇〇	一〇,500	一〇,500	八,八〇〇
同 國宇多郡中村	一〇,000	二二,000	一〇,000	一一,000	一一,000	一〇,000
陸中國南岩手郡盛岡市街	一三,五八三	一五,三三〇	一〇,三三〇	一四,二五〇	九,九〇〇	一〇,000
岩手縣 同國西磐井郡一ノ關町	二〇,000	二〇,000	一八,〇〇〇	一八,000	一五,000	一四,000
盛岡市街輸入		四五,000		20,000		20,000
陸中國中津輕郡弘前松森村			九,000			
同 國東津輕郡青森博勞町			一一,000			
青森縣 弘前松森町(白藤酒)			三,000			
青森博勞町輸入			三,000			
同 國西田川郡大山村		一一,500	三五,000			
山形縣 同 國同 郡鶴岡	八,五〇〇	一一,二〇〇	二〇,000			
同 國南村山郡山形	三,000	一四,000	一一,000			
秋田縣 羽後國南秋田郡秋田町	二二,000	一七,000	一一,000			

同 國雄勝郡湯澤村	九,五〇〇	一六,000				
越前國足羽郡福井市街	三,000	一六,000				
福井縣 若狹國遠敷郡小濱市街	三,000	一六,000				
福井市街輸入		20,000				
加賀國金澤區	一〇,000	二二,000	八,000			
石川縣 能登國珠洲郡松波村	二,000	一四,000	二二,000			
金澤區輸入		28,000				
甲斐國南巨摩郡都川村	一三,000	一五,000	二二,000			
山梨縣 同 國北巨摩郡江草村	一〇,000	一一,000				
同國西八代郡九一邑村	二二,000	二二,000				
近江國栗太郡桐生村	九,500	一〇,500	八,八〇〇			
滋賀縣 同 國犬上郡川相村		一一,500				
同 國淺井郡下板並村	九,八〇〇	二二,000	九,六〇〇			
美濃國惠那郡岩村	二二,000	一〇,000	一〇,500			

同國同郡苗木村	二一,〇〇〇					
飛騨國大野郡高山町	二二,三〇〇					
信濃國上高井郡仙仁村	一〇,〇〇〇	一一,〇〇〇	九,五〇〇	一〇,〇〇〇		
同國更科郡今井村	一一,〇〇〇	一二,〇〇〇	九,五〇〇		九,〇〇〇	
同國小縣郡和村	一三,〇〇〇		一一,〇〇〇	一四,〇〇〇	一〇,〇〇〇	
同國北佐久郡志賀村	一〇,五〇〇	一二,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一一,〇〇〇	九,〇〇〇	一〇,〇〇〇
同國北安曇郡北小谷村	一一,〇〇〇	一三,〇〇〇	九,五〇〇	一一,〇〇〇	八,五〇〇	九,五〇〇
同國西築摩郡長野村	一五,〇〇〇	一六,〇〇〇			一四,〇〇〇	
同國諏訪郡玉川村	一三,〇〇〇		一二,〇〇〇			
同國下伊那郡且開村	一三,〇〇〇	一五,〇〇〇	一二,〇〇〇	一三,五〇〇	一一,五〇〇	
同國西築摩郡西野村	一七,〇〇〇				一三,〇〇〇	
陸前國牡鹿郡鮎川濱	一七,〇〇〇	一八,〇〇〇	一五,〇〇〇	一六,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇
同國栗原郡鳥谷村			一二,〇〇〇	一一,〇〇〇		
同國刈田郡湯原村			一一,〇〇〇	一五,〇〇〇		

二四〇

磐城國東白川郡棚倉村	一〇,〇〇〇	一一,〇〇〇	九,〇〇〇	一〇,〇〇〇	八,五〇〇	八,五〇〇
岩代國安達郡針道村	一一,〇〇〇	一二,〇〇〇	一〇,五〇〇	一一,七〇〇		一一,五〇〇
磐城國石川郡石川村	一一,〇〇〇	一二,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一一,〇〇〇	九,〇〇〇	一〇,〇〇〇
岩代國南會津郡田島村	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一三,五〇〇	一三,五〇〇	一三,五〇〇	一二,五〇〇
磐城國菊多郡旅人村		一三,五〇〇				
同國前上郡三坂村		八,五七三				
同國栗葉郡權現堂村	一一,〇〇〇	一二,〇〇〇		一一,五〇〇		
陸中國氣仙郡小友村	一四,〇〇〇	一四,〇〇〇				
陸奥國二ノ戸郡荒屋村			一三,〇〇〇	一四,〇〇〇		
同國北津輕郡薄市村			一〇,〇〇〇			
同國東田川郡手向村	一一,〇〇〇	一一,五〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,五〇〇		
羽後國飽海郡巖岡村		一一,〇〇〇	九,五〇〇	一〇,二〇〇		
羽前國東村山郡寺津村	一一,〇〇〇	一三,〇〇〇	九,〇〇〇	一二,〇〇〇	七,〇〇〇	
秋田縣 <small>羽後國南秋田郡五十目村</small>	八,〇〇〇	一一,〇〇〇				八,〇〇〇

二四一

灘酒史

同國北秋田郡釋迦内村	10,170	15,000	10,000	13,000
越前國大野郡保田村	11,000	15,000	8,000	13,000
福井縣 同 國敦賀郡杉津村	10,000	13,500	11,000	9,500
能登國羽咋郡羽咋村	13,000	15,000	9,000	13,500
石川縣 同 國鳳至郡輪島町	13,000	16,000	11,000	10,000

右の表は、大藏省主税局に於て各府縣下酒造繁盛にして品位良好の地、及僻陬にして品位粗惡の土地一二個所に於て、明治十八年十二月の平均價格を調査せしものにして、價格は渾て一石の代價にして、一圓位なり、又價格を併記するものは最高最低の代價と云ふ

第三節 米價と酒價の均衡

酒は米の水とさへ誦はれ來りしほどなれば、酒價を知ると同時に、亦た米價の關係を知らざるべからず

古來我國の米を貴重視せしは、^後かに金錢に過ぎたること、^{瑞穂}の名に徴しても争ふべからず、これを以て、米の出來ばえに由つて、贅澤なる酒の其の製造を制肘せられしは、世としてこれなきは無く、以て明治維新に及べり、寛政五年、三分一造の令を布かるゝや、今津郷及び灘四組の酒家、連署して書を代官廳に上り、請ふて曰く

一、近年打續米穀高直に付、諸國酒造減少、御慈悲を以て、三分一造被爲仰付、難有承知奉畏候、先以可なりにも、渡世仕罷在候處、去る子十月江戸表樽員數入津高國々郷別御處分量被爲仰付、是又承知奉畏候、然るに追々商賣方、手薄に相成、酒造人共渡世難相成歎ケ、數奉存候、右に付、江戸表酒屋共諸荷物相減し、難澁之趣にも、相聞候に付、乍恐左之通、御願奉申上候、此段御聞濟被爲成下候は、御慈悲難有可奉存候

一、攝河播泉御收納米、江戸御廻米可被成御米之内、當丑年御收納米より五萬石於上方御拂被爲仰付、被下置候は、三分一御米直段より一石に付、銀二匁づゝ増銀いたし、代銀十月より十二月まで三ヶ月割符致し、年内中に無滞御上

納可仕候、左候へば御廻米千石に付、御運賃金百兩つゝ、此金高五千兩御益に相成、其上海難一俵も無之候は、乍恐此御益之程、員數難相積御儀に奉存候

一、御上納米五萬石、江戸御廻米被成候は、百姓共より御米一石に付三升づゝ、餘米入れ可申候、此餘米高千五百石

一、御上納米江戸御納、入用一石に付、銀一匁五分づゝ相掛可申候、此銀高七十五貫匁

右御米、大阪難波御藏納に被爲仰付、御拂米被爲成下候はば、右場所之百姓共之益に相成、一同難有可奉存候

一、乍恐右御趣意を以、右御米五萬石於上方、御免酒被爲仰付、被下置度、乍恐奉願上候將、又近年酒造御減石被爲仰付、銘々所持之酒造桶等不用に相成、銘々共

難澁至極仕候、上方酒造人共、同様難澁可仕儀に御座候へば、右御免酒被爲仰付、被下置候は、御支配下酒造人共、夫々賦割酒造いたし候様仕度奉存候、左

候へば御支配下酒造人共は、勿論酒造稼之者共、末々に至迄一同難有可奉存候

一、近年御上納米俵拵等、御入念被爲仰付、至而細俵宜敷相成候ゆゑ、右細俵を以、樽卷仕、古來之通墨印に仕候は、樽代運賃之外、諸掛り甚無數、元着至而下直に相成、江戸表酒問屋共、賣捌之儀は時々相庭を以、商内仕候へ共、自然と下直に賣出し可申候、左候へば御屋敷様方、御勝手にも相成、並に町方末々之者迄も難有可奉存候

一、酒樽積方之義は別段に名目相立、正月朔日より十二月晦日迄紛敷義無之候、樽員數御書上可仕候、猶於江戸表酒問屋大行事より可奉書上候

一、右荷物舟積出帆之節、手板送狀等、相調一紙送狀、危相無之、大切に可仕候

右之段、乍恐御賢慮を以、前書石數御分量之外、酒造御免被爲仰付、被下置候は、酒造人共相續仕、御慈悲之程、難有奉存候、勿論江戸表酒問屋、仲買、小賣店、廻船茶船、其外、酒商賣人末々之者共迄、廣大之御慈悲、難有可奉存候

蓋し當時の主義は、米は民命の繋る處となし、妄りに米をつぶして、贅澤品なる酒を製するを許さざりしなり、今時は酒を以て財源の唯一の材料として、重きを置けども、往事は唯冥加金を課する位にして、酒を視ること所謂ゆる晝行燈臍の穴

の如く、有ても無くてもよき程の見地を以て、酒を待ちしものなり、是より少しく間米の事を云はん

間米とは、一に浮米と云ふ、猶ほ差米と云ふが如し、乃ち制限せられたる醸造米額より、更らに之を減じ其の間に生ずる米の差額を稱する辭なりと云ふ

天保七年、風あり、水あり、歳大に飢ゆ、而して東海奥羽特に甚し、幕府乃ち減醸の令を布き、所謂ゆる三分一造を命ず、茲に於て、五郷の酒家乃ち官に請ふて曰く

攝津國武庫郡菟原郡、八部郡、灘目村々之義は、酒造専ら相稼、酒造人は勿論、樽廻船、小船并に樽屋、竹屋、水車稼、藏男等之義も酒造下稼之者にて、多人數渡世仕、酒造之義は江戸積仕、全く御府内御繁榮之御餘光を以、家業相續仕候段難有仕合に奉存候、然る處諸國酒造之儀、去る巳年以前まで造米酒造米高之三分二相減し、三分之一、此度減石造候様、嚴敷被仰渡承知奉畏候、酒造人共申合相互に吟味仕、御趣意之趣、村役人酒造行事共、精々改方仕、急度相守候、様可仕候、且又酒造米之儀は、三分一造高之分、銘々年々買付候場所にて、心當を仕置候に付、追而買取可申奉存候、右體年來酒造渡世仕候場所柄に付、爲冥加酒造人共申合、當年之儀

は去る巳年以前まで造り高の四分一、酒造仕、右四分一造、三分一造の間米、凡三萬石餘有之、併當時米拂底之折柄に付、歩通切詰買入方無覺束奉存候間、凡二萬石之目當を以て、右之分御公儀様へ御買上げ、江戸御廻米被仰付候様仕置其餘御入用之節も御座候得ば、成丈け出精買付候様可仕奉存候、尤右買付方之儀は、決而權威ヶ間敷儀は、不仕、酒造人共酒造米に買取相場合相懇候様之儀は、決而仕間敷候、猶又御買上被仰付候共、世話料等頂戴不仕、直段等之儀も精々差働買付候様可仕奉存候間、右願之通、御聞濟被下置候得ば、酒造人共銘々冥加にも相叶難有仕合に奉存候、此段乍恐以書付奉願上候と、官乃ち令して曰く

一、此度相願候三分一造、四分一造之浮米を除置、御買上米に差出候儀、御買上米と申儀にては無之、爲冥加與酒造に潰し候を正米にて除置、銘々分量丈差出候儀に付、御買上杯と申觸し、買入米と仕候ては、冥加を相心得候趣意と違候間、差出米は全く除米に相心得、取集方は近々御談可有之候間、其旨篤と相心得可申事

一、買入米之内酒造仕込分量丈は勿論之事に候へ共前書除米之外、餘分有之候はゞ其段可届出外々へ勝手賣出は決而不相成候事
 と即ち間米は酒醸制限令の吐出せる、一種の現象に外ならず

年	代	一石當米價	備考
元祿元	辰		
二	巳		
三	午		
四	未	四七、一五	
五	申		
六	酉	五、三五	
七	戌	七、〇〇	凶
八	亥	七、〇〇	貨幣改革
九	子	一五、〇〇	兇
正徳元	卯	七〇、五〇	風
二	辰	八三、八〇	水、風
三	巳	一五、〇〇	
四	午	一〇〇、九〇	貨幣改革
五	未	七五、五〇	風
六	申	七五、五〇	風
七	酉	七〇、〇〇	豐
八	戌	三〇、〇〇	
九	亥	四三、一〇	

年	代	一石當米價	備考
元祿十	丑		
十一	寅		
十二	卯		
十三	辰		
十四	巳	八、五	水
十五	午	一〇、〇〇	
十六	未	九、五	凶
寶永元	申		
二	酉		
三	戌		
四	亥	一五、〇〇	貨幣改革
五	子	五、〇〇	水、風
六	丑	五、〇〇	風
七	寅	六、五	
五	子	六二、〇〇	水
六	丑	七五、〇〇	
七	寅	四一、五〇	
八	卯	四一、五〇	
九	辰	四三、〇〇	
十	巳	四七、四〇	
十一	午	四八、三五	水
十二	未	四〇、九〇	
十三	申	三九、〇〇	水
十四	酉	二七、五〇	
十五	戌	三三、一五	
十六	亥	三、一〇	飢
十七	子	六三、〇〇	飢
十八	丑	六〇、五	豐

寬延元 二 巳
 寶曆元 三 午
 二 申
 三 酉
 四 戌
 五 亥
 六 子
 七 丑
 八 寅
 九 卯
 十 辰
 十一 巳

六三、七廿
 六〇、〇〇
 五七、七〇
 五五、二七
 四八、〇五
 四〇、五三
 四三、九〇
 六九、七〇
 水、凶
 五八、九〇
 五八、三三
 五四、一〇
 五二、三三
 五〇、〇〇

寬政元 五 申
 六 酉
 七 戌
 八 亥
 九 子
 天明元 二 寅
 三 卯
 四 辰
 五 巳
 六 午
 七 未
 八 申
 西

五、七廿
 六三、〇〇
 五六、〇〇
 五〇、〇〇
 五五、七五
 四三、七五
 五七、五三
 六一、五三
 水、凶
 八一、五三
 一〇〇、五〇
 六四、四〇
 八一、三〇
 八二、三〇
 三三、〇〇
 七三、九〇
 六三、三三
 豐

享保十九 寅
 二十 卯
 元文元 二 巳
 三 午
 四 未
 五 申
 寬保元 二 酉
 三 戌
 延享元 三 亥
 二 子
 三 丑
 四 寅
 卯

三九、九〇
 三八、三〇
 四一、七〇
 四三、七五
 六八、八〇
 六六、〇〇
 七二、九〇
 七〇、七五
 六二、三〇
 六三、八五
 六三、五〇
 六三、四三
 六五、九三
 貨幣改革
 凶
 水、凶
 水
 旱

寶曆十二 午
 十三 未
 明和元 二 申
 三 酉
 四 戌
 五 亥
 六 子
 七 丑
 八 寅
 安永元 二 辰
 三 巳
 四 午
 未

五三、〇五
 六〇、四〇
 五五、三三
 六四、九〇
 六六、八〇
 七一、三三
 七一、三〇
 六七、三〇
 七二、三三
 六九、〇〇
 六五、六〇
 五七、三三
 五三、五〇
 五三、〇〇
 五五、〇〇
 風
 豐
 水
 水
 水
 水
 風
 風
 水、飢

		享						寬政					
		元	十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二
		亥	酉	申	未	午	巳	辰	卯	寅	丑	子	亥
三	二												

四七、五五
 四三、五〇
 三九、五五
 三五、五〇
 三〇、五五
 二六、五〇
 二二、五五
 一八、五〇
 一四、五五
 一〇、五〇
 〇六、五五
 〇二、五〇
 水 凶 水

		天保						文政					
		元	十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二
		卯	寅	丑	子	亥	戌	酉	申	未	午	巳	辰
二													

四七、五五
 四三、五〇
 三九、五五
 三五、五〇
 三〇、五五
 二六、五〇
 二二、五五
 一八、五〇
 一四、五五
 一〇、五〇
 〇六、五五
 〇二、五〇
 水 早 早 早 凶 早 水 風 水

二五二

		文						文化					
		元	十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二
		子	丑	寅	卯	辰	巳	午	未	申	酉	戌	亥
十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一

四七、五五
 四三、五〇
 三九、五五
 三五、五〇
 三〇、五五
 二六、五〇
 二二、五五
 一八、五〇
 一四、五五
 一〇、五〇
 〇六、五五
 〇二、五〇
 凶 水 豐

		弘						文化					
		元	十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二
		辰	巳	午	未	申	酉	戌	亥	子	丑	寅	卯

四七、五五
 四三、五〇
 三九、五五
 三五、五〇
 三〇、五五
 二六、五〇
 二二、五五
 一八、五〇
 一四、五五
 一〇、五〇
 〇六、五五
 〇二、五〇
 兵亂 豐 豐 豐 飢 風 水 凶

二五三

灘酒史

年次	米價	全國の平均價格	神戸米穀株式會社に於ける平均價格	灘の一酒家に於ける購入價格
明治元年	同	五、〇〇〇	五、九八〇	
二年	同	九、七〇〇	九、〇〇〇	八、五〇〇
三年	同	九、八八〇	九、二〇〇	七、五〇〇
四年	同	五、四〇〇	五、六六三	
五年	同	四、〇一四	三、八八〇	
六年	同	四、五〇〇	四、〇八〇	四、七五〇
七年	同	六、七四三	七、三六〇	
八年	同	六、六〇五	七、二八〇	
九年	同	四、八七三	五、〇一〇	五、三〇〇
十年	同	五、一三二	五、五五〇	五、〇八八
十一年	同	五、五八七	六、四八〇	
十二年	同	七、六五三	八、〇一〇	

灘酒史

二五五

明治元年以後三十六年間に於ける米價を表記すれば則ち左の如し

年次	米價	全國の平均價格	神戸米穀株式會社に於ける平均價格	灘の一酒家に於ける購入價格
弘化三年	午	九、四〇〇	安政六	一三二、五〇〇
四	未	八五、九〇〇	萬廷元	一六三、五〇〇
嘉永元	申	八九、〇五〇	文久元	一六四、四〇〇
二	酉	九三、〇〇〇	二	一五三、七〇〇
三	戌	一三三、三三〇	三	一七〇、〇〇〇
四	亥	一五五、一五〇	元治元	三三九、三三〇
五	子	九三、三五〇	慶應元	三三〇、三五〇
六	丑	一〇一、七五〇	二	八九、〇〇〇
安政元	寅	九八、〇五〇	三	一〇三、五〇〇
二	卯	八〇、九五〇	明治元	五、〇〇八
三	辰	八三、一五〇	二	九、七〇〇
四	巳	九五、七五〇	三	九、八〇〇
五	午	一三三、六〇〇	凶、兵亂	豐

二五四

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
二十六年	二十五年	二十四年	二十三年	二十二年	二十一年	二十年	十九年	十八年	十七年	十六年	十五年	十四年	十三年								
八、三〇〇	七、一三〇	六、八〇〇	八、一〇〇	五、六六〇	四、四三〇	四、六六〇	五、一八〇	六、〇二一	五、二七三	六、二〇六	七、七三〇	九、四七七	一〇、一〇〇								
七、三八〇	七、二四〇	七、〇四〇	八、九四〇	六、六〇〇	四、九三〇	五、〇〇〇	三、六〇〇	六、五三〇	五、一四〇	六、一六〇	一、二〇〇	一、二八〇	一〇、九二〇								
八、六〇〇	七、三六〇	七、八七〇	六、五九〇	七、一六〇	四、八一六	五、一〇〇	五、五八〇	五、四〇〇	五、五〇〇	四、七〇〇	七、三〇〇	一〇、〇〇〇	九、五〇〇								

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
三十六年	三十五年	三十四年	三十三年	三十二年	三十一年	三十年	二十九年	二十八年	二十七年												
一、四、六七〇	一、四、六八一	一、一、九〇五	一、三、二七三	一、五、六五七	一、一、六八六	一、五、二四七	一、三、〇〇九	九、八五七	八、八三〇												
一、四、六七〇	一、二、七三二	一、三、〇九〇	一、一、九六〇	一、〇、〇九〇	一、四、七九〇	一、一、八八〇	九、六五〇	八、八八〇	八、八三〇												
一、四、六七〇	一、四、六八一	一、一、九〇五	一、三、二七三	一、五、六五七	一、一、六八六	一、五、二四七	一、三、〇〇九	九、八五七	八、八三〇												

第七章 運輸と時代の要求

第一節 廻漕問屋の起源及び其の發達

人の肩は馬の背となり、馬の背は進んで船の力に由つて廻漕せらるゝに至る、是れ進化の自然にして、其の船の又た菱垣より樽船となり、帆走船となり、汽船となる、是れ時勢が必要に驅られて、生む處の現象なり、乞ふ先づ馬の背を離れて、船に移る、過渡の時代に溯りて之れを見るも、亦た温故知新の興味を添へずんば、あらず、聞く灘酒廻漕の起源は、實に兵庫を以て嚆矢とすと、船方御定並諸方聞書に、江戸へ酒積下り申初於兵庫、北風彦太郎也、鴻池新右衛門まだかちにて馬付にいたし、酒下し被申候時分に、話次被申候は、彦太郎殿には手船三艘御座候由、殊に酒屋被成候、然れば江戸へ酒積下被成候事、安き様に存候、何とて油斷被成候哉と尋被申候處に、元付六兩位にて、江戸付の時分に、五拾五兩より六十兩の仕切見せ被申候、然ば少々江戸へ積下可申候とて、五十駄、三十駄づゝ、江戸へ下被申候、兵庫より江戸へ酒積申初、此彦太郎よりなり、其後伊丹一家中江戸の酒積被致候、凡萬治中より也。

と、而して尋て興るものを大阪とす、菱垣廻船記録集に

攝州大阪より下り酒之義、正保中攝州傳法村より、初而廻船にて積下り候節よ

り、右酒荷物其外荒物、積合參り候廻船引受支配仕候と、而して大阪最も繁盛を極む

木罌幾萬浪華津 累々如岡堆水濱

此是伊丹第一酒 將輸八百八街人

と以て無聲の活畫を見るべし

これに次て興るものを西宮とす、船方御定並諸方聞書に

西宮に元來鴻池三右衛門、平内太郎、右衛門二軒、三田酒、其外鴻池在々より傳法といやへ送り酒の支配仕候、中次の宿御座候、然る所、段々酒屋出來仕候に付、江戸積申船一艘かし、吳候様にと、魚屋源右衛門殿へ頼み被申に付、傳法屋彌左衛門方より、初めて寶永元年五月下旬の頃、紀州切目浦、松兵衛船をかし、荷物支配に手代八兵衛乗せ遣し候、是西宮前にて酒積立申初也

と往時五郷より酒を江戸に廻漕せんには、必ず兵庫、大阪、西宮の三港に由らざるべからず、而して當時魚崎以東、尼ヶ崎に至るもの、概ね之を大阪傳法に輸し、魚崎以西、播の高砂傍近は之を兵庫に輸し、以て江戸に廻漕し、西宮傳法は則ち中次の

宿にして、之を小舟に載し以て廻漕船に送付するに過ぎざりしも、其の後ち、年を経るの久しき、西宮も亦直に江戸に廻漕するに至れりと云ふ
因みに、傳法は、大阪安治川番所の北に在りて、伊丹池田等より傳法に輸し、傳法より海に航し大阪に至り、これを菱垣廻船に托せしものなりと云ふ

第二節 菱垣船及び樽船と帆汽船の興亡

廻船問屋は、廣く貨物の廻漕を以て業とするものにして、樽船問屋は、酒一式の輸送を業とするものなり、菱垣廻船記録に

御用御荷物、諸家様御荷物、其外江戸十組諸問屋より、御當地二十四組積方候者
え注文申越候諸色荷物、尙又御當地荷主より送り遣し候荷物共、私共廻船へ積
受、定之運賃申受、運送仕候而已にて、注文引受、又は買積等仕候には無御座候

又

古來より引受候問屋、浦賀御番所御改奉請、御當地入津之節は、積荷物船底迄相
改荷役致し、登り荷物積入候節者一々荷物相改通手形に認、浦賀御番所へ差上

申候、尤問料銀何程、船々より問屋へ請取申候、是は諸廻船、大船小船或は遠近之
場所により、多少御座候

とあり而して其の所謂ゆる廻船問屋の由來を見るに、船方御定並諸方聞書に
元和中に初而泉州に江戸へ大廻りの荷物積込み申、船問屋初る、二軒出來仕候
其後大阪にて和泉屋と申江戸積の船問屋初り、それより段々出來仕候問屋、毛
馬屋、富田屋、大津屋、荒屋、鹽屋と申し、後に大津屋と富田屋は一軒に罷成申候、又
江戸荷主中より小堀屋と申す問屋取立申候外に、桑名屋、小松屋、二軒は、荷主仲
問之手船積みなり

と而して、其の船の所有主を船頭と稱し、船長を沖船頭と呼び、徹し來ること、正徳
六年の文書に見えたり、曰く

惣じて船の持主を船頭と申候、船に乗りて船の事を支配するを沖船頭と申候、
此の沖船頭を乗船頭とも申候、是亦輕き者にては無之候、夥敷荷物を預り乗候
故に、随分確なるものにて身重く候間、中々公儀の法を犯事無之候

と、今其の荷主に對し、彼等の責任如何を問ふに、左の如し

海上請負手形之事

一、此度私手船何右衛門船に積荷物

一、酒何百駄何兩がへ

一、米何百石何兩がへ

一、醬油何百駄何兩がへ

右之通儘に積受申候於江戸銘々送狀之通無相違相渡可申候萬一諸道具痛申候は、早速手前より相調罷下可申候且又荷物打破損或は船荷物共捨申候共御荷主中へは少も御掛かけ不申右定の元書付之通少も無滞荷主勝手次第に江戸へ成共兵庫へ成共元銀屹度相立可申候尤荷物積運賃銀は私方へ不殘受可申答若船主不埒候は、請負方より少も無相違元銀急度相立可申候爲後日海上請負手形仍而如件

年號月日

沖船頭

誰

船主

誰

請負

誰

物換り星移り海運の業漸く進み茲に樽問屋てふもの、物興を見るに至れり、是れ灘酒の進歩を意味する一種の現象に外ならず、菱垣記録集に

江戸問屋共儀御當地菱垣船を以て商賣に、諸荷物致運送來候處享保年中於江戸表十組諸問屋共相談の上、酒荷物は別船へ積込、樽廻船と稱へ、江戸十組問屋一統渡世致來候

とあるもの即ち是れなり、而して其の航海の迅速なること菱垣船と同日に談ずべきにあらず、俗に此の船を呼んで早船はやふねと稱す、こゝに於て廻船問屋は非常の打撃を蒙るに至れり、依て菱垣船取扱人即ち問屋は、書を下り酒問屋に寄せて、其の衷情を訴へて、曰く

十組之儀は往古より萬端睦敷諸荷物一手積に有之候處、酒荷物之儀は嵩元直安の品にて、船難事等の節は勘定合御迷惑の筋有之、且木綿其外色替候類の品々酒荷物と積合候ては、双方不勝手儀に付、享保年双方熟談の上、酒荷物は酒造方手船を以て樽廻船と唱へ、別船に積別れ御互に渡世不差支様御對談取極候處、菱垣積問屋の内にも心得違の族有之候哉にて、天明中頃より追々樽船へ

洩積罷成申候、然も元直高直の品にて、染□等相厭候品には、新酒荷物共積合候事、前書之譯にて、出來不申左候へば、全く菱垣荷物不足いたし、船具釣合等も悪敷仕立方に差支、上方出帆も延々致往々は菱垣積にて、荷物引請候間屋中、衰微致し、渡世に差支候様罷成可申候、元來各方御取扱、酒荷物之儀は、酒造方送り荷物の儀にて、樽船へ外品積合不申候とも、御差支へに相成候筋は、有之間敷全く樽廻船問屋中に、仕辦候儀にて、是等の衆は御迷惑にも、可有之候得共、渡世筋之外に、相稼候事故、今更相止候連も、御渡世の差支には、相成間敷哉に存候、右體樽廻船問屋業に依り、古來よりの菱垣船積にて、渡世被致候諸問屋衆、大勢之差支に罷成候事故、不得止事、今般各方へ御示談之上、強て御頼申上候間、享保年中、積別候節之御對談に立戻候様と、御勘辨を以て、酒造方御荷主中へ御掛合被下、菱垣廻船積仲間、取締出來致候様何分にも、急速御仕方御付被下度、右御挨拶承知仕候上、尙又新に御掛合申上度奉存候

と、下り酒問屋、以て然りとなし、書を飛ばして、これを攝泉十二郷の酒家に謀りしも、竟に其の容るゝ處とならざりし、こゝに於て菱垣廻船問屋は、別に急航船を創し、其の出帆入津の期日を定め、これを別仕立廻船と稱して、樽船に拮抗せしも、竟に又た勢の虞淵に、春くを回へず能はざりし、こゝに於て彼等は、事情を具して官に訴ふるの外、救済の道なきに及べり、天保四年、官其の歴史ある菱垣廻船の陳情を容れ、乃ち十組大行事を召して、左の如く嚴達せり、曰く

十組問屋共儀、元祿年中、大阪表菱垣廻船を以て、諸商賣之儀、諸荷物運送致來候處、享保年中、相談之上、酒荷物を別船に積樽廻船と唱へ、一同平和に渡世致來候處、二十四年前より、人氣相崩れ立、兼て株鑑札相渡置候に、不抱樽廻船へ洩積致候もの相増、菱垣船の荷物次第に減右は、大阪兵庫西宮邊樽廻船問屋、糶取故之儀に付、右様之儀無之様、致度旨願出、追々、遂吟味候處、近來菱垣船衰微に至り、船數相減じ、當時僅に二十七艘に相成右之内にも、古船痛損の分も有之、運送差支、此上洩積相増候而は、廻船問屋共退轉致候より、外無之次第に至候段、無相違相聞、尤一方積に相成候上は、右二十七艘之外、紀伊殿領分の三十艘、其外定雇新造共七十八艘は、手當致置、右之外、尾勢兩國廻船方のもより、雇船可相成旨申込有之、旁々差支無之旨申立、諸荷物之儀は、大阪表荷元問屋共、不會得之儀有之候

而は永續の仕法も不行筋に付、同所奉行へ掛合、則糺之候處、一方積之儀は、彼地に於て相望居候に付、差支之筋無之旨申越、然る上は、兼て積込方取極候品は、是迄の通相心得、其餘諸物の分は、總而菱垣一方積申付候間、十組規定復古致様相心得船選方等精々入念、廻船之儀も、積付日限相違不致様出帆爲致、江戸早着致候様可取計、若右に相違致し、荷物差支等之儀、有之候はば、急度答申付にて可有之候、若問屋共の内、右申渡相背洩積致、又は如何之取計致者も有之は、早々可申立、急度申渡可有之候

と、菱垣船は、僅かに此の一縷の脈搏に依て、其の餘喘を保ちたり、機山云はずや

誰れも見よみつれば、頓て缺く月の

いざよふそらや人の世のなか

と、傾く運命は、獨り菱垣船をのみ見舞はざるなり、さしも幅を利かせし樽船も、一たび汽船に逢着して、亦た顔色なからんとす

明治四年始めて東京積に汽船を用ふるの議あるや、樽廻船問屋大に驚き、大呼十二郷酒造大行事に移し、哀訴する文面を見るに、甚だ往時の菱垣のそれと酷似せ

り、曰く

私共儀往古より十二郷御酒造家様之御愛憐御引立を以て、今日迄も無滯渡世相續仕候段、全御一統様之御最負御厚恩と奉存上候て、難有萬喜罷在候然る處、此度蒸汽船之御尊奉承知誠に、以仰天致候、因不取敢嘆願奉申上候、何卒是迄之通、厚く水魚之御憐愍を以、不相變檢船積方被成下候は、重々難有仕合に奉存候、尤是迄不行届にて思召に不相叶義等も有之候は、其廉々仰付被成下候は、私共は不申及船主方へも篤と申聞、如何様共、取計方も可仕候間、何分にも此度之處、私共必至之場合、何卒御賢察被成下、不相變是迄之通、樽船を以、積方被成下候は、無此上御厚恩、一統難有仕合に奉存候、就ては、以書付此段歎願申上候こと、に於て、樽船に頼らんとする組と、樽船を排して専ら汽船を用ゐんとする二派を生ぜり、乃ち池田、伊丹下灘、灘東組等は、首として汽船に頼らんとするものにして、西宮、今津、灘中組、西組等は、石炭の火氣、恐らくは變味の憂あらんことを懸念すると同時に、樽船の反抗を買は、汽船の數未以て悉く用に供するに足らざるを唱へて、樽船に頼らんとし、兩々對峙して、背て下らず、遂に甲乙各其の見る處に

從て自由行動を取れり、然るに樽船に頼らんとする一郷、即ち西宮郷の酒家先づ其の盟約に背き竊に夜汽船に托して密輸せしを以て、同盟各郷の詰責する處となり、頗ぶる紛擾を極めたる事ありしも、歳月の移るに従ひ、一般に汽船の利を認むるに至れり、并は漸くにして、石炭の火氣の酒を害するものにあらざるを悟ると、且其の迅速なると、海上風浪の虞なきを感得したるに依れり、此の秋海上風怒り波激し、樽船を解く能はず、而して汽船の東西に航するもの自若たり、是を以て樽廻船の形勢、日に益、非なり、六年十二月、樽船仲間、請ふて曰く

去る七月下旬之頃、八朔後之運賃御極之節、格別之御利解に付、乍難澁仰に隨ひ、運賃引下げ辛抱仕候處、近來酒荷物無數折柄、承り候へば、蒸汽船運賃多分御増し有之、駄數も多分御積方に相成候趣、迷惑至極に奉存候、尤も近來糧米のみは少々下直に相成候へ、昔其外船手用品は下直と申譯に至り、兼左候へは、樽廻船倍、相續難出來難澁致候間、御取極之運賃より何卒格別之御勘辨を以、十駄に付、金一步づ、御増方に預り度、以書附御頼申上候

と、然るに酒家の體度は、從來と其の趣を異にして、冷然として取合ざるに至りし、

抑も酒家の強硬に出て、省みざるもの、他なし、并は當時汽船の速力は未だ遅鈍を免れずと雖とも、而かも東京積は、大略二晝夜もしくは三晝夜を以て達し、且海難の虞殆ど絶無なり、これを樽船の動もすれば十三四日より、二十日以内に及び、加ふるに風浪忽ち起れば、輒ち覆没を免れざるのみならず、これに伴ふ損失は、悉く荷主の負擔に屬し、猶且合力と稱し、金を醸し、船主を補助する等の慣例あるものに比すれば、汽船の淡泊無條件にして、酒家を益するものと同日に語るべからざるを以てなり、こゝに於て酒家と樽船問屋との間に、種々の葛藤を生じ、結んで解けざるもの數年なりしも、竟に十三年の頃には、全く樽船の影を認めざるに至れり、是れ時勢の進歩に葬られたるものにして、其の罪酒家にあらず、又た樽船にあらざるなり

今其の葛藤の一二の消息を文書に徴すれば、曰く

先般酒家より積止被申渡候處、酒荷物積方延引に付、忽金融にも相抱はり甚だ廻船商法に差支候、依之今般一同集談之上、勝手積開可致事

曰く

今般積開之儀於廻船仲間決定致候儀に付萬一酒家行事衆より何れの船へ彼是差支被申立候共其の砌は相互に實意を以て致□□合せ速に出帆爲致可申事

曰く

運賃之儀は十二郷一同取極に相成候處今般更に廢止已後廻船集談の上至當の運賃相定積荷致候尤定之運賃より下直にては決而積方致間敷候事

又八年二月樽船仲間より今津西宮二郷に提出せる文書を見るに曰く

一、今般御荷物積方御郷別に相成候に就ては御兩郷御規則急度相守り可申依て差入確證左に

一、銘々共船手沖合取締之義は正路大切に可仕候萬一心得違之船主乗組之内不正路相醸し候者有之時は如何様御差當候共一言之中分無御座候但萬一不正之義相醸候船有之時は其時宜に應じ御差當可申候尤俱吟味之儀に付不正之廉慥に申出て候ものには金何程褒美被下候事

一、當月より積切迄運賃之儀は酒味十駄に付金五圓一錢二厘五毛内荷廻料は

御酒家より直に被遣度候

右之通運賃金御定之上は聊増運賃餘分等決して乞申間敷候萬一御規則に相背候者有之候は如何様御處置被仰聞候共一言之中分無御座候

一、建毎に聊之手合たり共當前積入之事

一、登船之砌御會社へ先後相届可申事尤手板持參之上船附手合承り可申事

一、大船之向は樽一千七百駄限り餘は何々荷物にて荷都合□□□□□□

一、萬一難事之節は其時宜により御指圖請可申事但し實天災にて捨り荷物五十駄以下は運賃金皆拂登船次第建差免じ罰金として船玉より金百圓出

金可致事

一同上百駄以下は前同斷爲罰金船玉より金二百圓出金可致事

一、百五十駄以下は前同斷爲罰金三百圓出金可致事但し百五十駄以上は船中心付なし

一、二百駄は四百圓出金可致事

一、二百五十駄は五百圓出金可致事

一、三百駄以上捨り荷物有之候節、事實取調之上、運賃金皆拂なし□□集評之上、其時宜に應じ罰金可申付事

一、五百駄以上は運賃皆拂なし、罰金の義は集評上取計之事、尤右罰金之儀は何れも酒荷物、總積入高、一船分之事

右之通此度改正規則御差定之上は、御荷物等大切に取扱可申勿論、不正路之取締、決して致間敷、尤前書御確定御取極に相成候得共、事實天災にて相違無之候節は、其時宜に應じ、御集評之上御取計被成下候事

右之件々御確定に相成候上は、急度相守可申候、自然船玉沖合乗組之内心得違之者有之、一ヶ條にても相背候者有之候は、如何之御取計相成候ても、一言之申分無御座候依而連判如件

彼等が得意先を失はざらんとして、腐心する如此し、而して更に同年八月の文書を見るに、曰く

銘々共渡世之儀、樽廻船組合として年來御懇命を以て積下被成下、以御蔭運漕營業罷在候段難有仕合に奉存候然る處、今般組合解散に相成右様にては御大

切之荷物積請不都合に付、此度銘々共申合、集議之上、仲間船建規定左に

- 一、仲間取締之義、人選之上、沖合行事申付、嚴重取締可致事
- 一、仕建之儀は御出荷見込、餘は諸品買積仕り成丈早々出帆可仕事
- 一、積荷物大切取締可申は勿論、航海筋丹誠專一に乘方可致事
- 一、運賃之義は其時に應じ成る丈引下げ仕り、毎月取極め前以て申出、御協議可申候事

彼等の運命は、汽船の増加と消長して、歩一步に傾きつゝ行けるの状は、右の文書を見て想見するに餘りあり、適々十年西南の役起り、汽船の多くは皆徴されて御用船となれるを以て、死に瀕せる樽船は、忽ちこゝに頽勢を挽回し、汽船拾五圓樽船拾一圓の盛況を見るに至りしも、這は是れ一時の現象にして、戰雲收まると共に、世は順潮に歸し、樽船の運命は再び秋蚕の朝の霜に於ける如く、竟に兩三年を出てずして、其の帆影を認めざるに至れり、而して爰に舊式の樽船と新式の汽船の間に、一時の唇氣樓として生れたるものを、帆走船とす

この帆走船は、西洋形にして、半面は徳川時代を意味し、半面は維新の文明を意味

したる、過渡の産物にて、汽船の不廉と、樽船の危険との、兩缺點を調和するの必要より出てたるものなり

或書に

酒荷東京積に、西洋形帆走船を用ゐたるは、明治八年、西宮郷の淺尼市郎右衛門氏が購入したる、貫効丸を嚆矢とす、當時汽船積の途、既に開け人、皆其の利を認め、運賃の不廉なるを忍びて積み入れをなしたるも船の數、未だ多からざれば、半は仍ほ樽船を使用せり、淺尼氏は蓋し此の不便利を救ふに意ありしならんも、時機未だ熟せざりしにや、積み入れを爲すもの少なく、久しからずして失敗せしが、其の後十年西南の亂、おこるに及び汽船不足して、東京積に非常の困難を極めたりしかば、十二年に至り、今津郷の千足利右衛門氏ふたゝび海平丸といへる西洋形帆走船を用ゐ、つゝいて西宮郷の辰馬吉左衛門氏も太平丸といへる帆走船を用ゐて東京積を爲せしに船足敢て汽船に譲らす、海上風浪の難にも、樽船の如き危険なくして、運賃は汽船の如く高價ならざれば、積入れを爲せるもの漸く多く、我も我もと帆走船を造り、又は購入し、期年ならずして數

十隻の多きに及び、遂に樽船を壓倒し、東京積は一時全く帆走船の専有なるが如き觀を爲せり

と、必要の勢力を吸收すること、猶ほ水のひくきに就くが如し、これを西洋形帆走船の全盛時代とす

右、帆走船と汽船の評判如何を觀るに、當時實に左の文書の如きものありたり、曰く

客月二十九日、貴地建汽船和歌浦丸、及帆走船數艘入港致候處、船走船は舊に依り迅速荷物取切候へ共、汽船之分は以外、不手配にて漸く一昨六日頃より荷物水上着手致候位之始末に御座候、右故汽船積之御荷物は、足合に幾分歟之關係を起し、第一、此節柄大切之販賣機會を失ひ候段、實に殘念之至に候、右之譯にて二十九日入港御荷物之内、汽船積と帆走船との代價を比較推算致候に、汽船之分、平均十圓内外の低下と相成候、折角之御注意を以て汽船に御積入之御荷物、意外之損失を相醸し、何共御氣之毒千萬唯痛嘆之外無之候、然し是は全く該船の都合に出て、畢竟不親切の取扱より此影響を來たし候儀に付、以來は三菱

會社汽船に御積込之節は別して御注意可被成下候。一概に汽船のみを以て早着と思召候時は、前述の如き非常の御損失相生候間、篤と得失實際御研究之上、御勘考相成度、希望仕候。右は向後自他の損失に關し、商業上難捨置要點に付、不顧忌憚有體に御通知申上候間、今後三菱會社汽船御積込之節は、當地着船水上取切之日限確と御契約無之時は、前述之如き不都合を生し候ても、之を督促するの權當組に無之、看々損失を來たし可申、此邊幾重にも御協議之上、御決定置被成下度候。

と是れ帆走船の汽船に優るにあらず、當時汽船の業、三菱會社の獨占到係るを以て專横の極、この不親切の振舞に出でたるものなり、郵船會社興るに及び、三菱も壟斷の利を私すべからず、こゝに於て兩社競争の極格外の運賃を引下げたるは、一時の現象にして、間もなく兩社合併して、又た海上の實權を掌握せり、こゝに於て汽船積益盛行し、帆走船の用隨て其の跡を絶つに至れり。

當時、攝津灘酒造業組合が、日本郵船會社に向つて、運賃引下げに付き、折衝せし文書を見るに曰く

酒造營業の改良發達を謀らむが爲め、灘酒造組合規約を締結候處、御社に於ても此舉御賛成被成下候。既に御一定相成候運賃割引の制限を超え、特別割引之上、右改良費に充用方之儀は、昨年六月中御締約相成組合員一統欣喜措かざる所に候然る處、御承知之通、昨年は諸商業共、幾分か衰勢回復の兆候相見え候へ共、獨り酒類のみは兎角不景氣勝にて、市況更に振ひ不申、左なきだに頻年の不引合、不一方困難を極め居候折柄、不得已先づ費用を輕減し、元價を廉ならしむる等、専ら退守の策を講し居候へ共、一方に對しては、進て本業の改良發達を謀らずしては、不相成就ては、酒荷運賃之儀は、既に特約も有之、且聞く處に依れば、酒運賃は、他荷物運賃より十分輕減之趣に付、此之上直下等之事如何可有之とは存候へ共、何分前述の次第に御座候間、事情御洞察之上、本年度造は、新酒積出より積切之時迄十駄に付、運賃金五圓とし、又曩に本組合設立之舉を御賛同相成改良費として、特別割引被成下候次第も有之に付、右五圓之内、尙幾分改良費として、御割引被成下候は、獨り運賃の輕減のみならず、積掛上、大に便利を得候儀に御座候。然るに今日之處にては、酒荷輸出中、時の場合に依りては、運賃隨て

減し隨て増す習慣に相成居候間、掛引方の不便不勤候間、右毎年運賃の定度を極むるに於ては、旁以て便益の事に付何卒本年之儀は、前顯之通、今回更に御特約方御聞入れ被成下度奉希望候既に及御聞にも可有之、過般來有志者相謀り、一の汽船會社を設置し、酒荷の廻漕に従事する計畫有之候へ共、要するに運賃を輕減するの熱心に出でたる儀にして、御社の汽船缺乏又は廻漕上に不便あるに因り、右様の計畫有之儀にては決して無之様相見込候併し右等の計畫あるか爲に、今回特更運賃輕減之儀、御掛合に及び候譯には無之候此邊萬々御諒察之上、不日組合總會開設候筈にて、夫れ是れ都合も有之候間、右特約之成否至急御回報相成候様致度、此段及御掛合候也

と、文中、過般來有志者相謀り一の汽船會社を設置し酒荷の廻漕に従事する計畫有之候へ共、要するに運賃を輕減するの熱心に出たる義にしてとは、書簡上互に取換はず、辭讓の文句にあらずして、眞率の言なり、蓋しこれより先き、東、中、西三郷酒家の間に於て、神戸東京間定期航海汽船會社創立の議あり、其因て起る所以の主意を聞くに、今や東京積の業、年を遂ふて益盛なり、而して其の運輸は方今之を

日本郵船會社に托するの外、復た別途あるなし、故を以て運賃其の他住々不便を感ずるものありと雖、枉けて郵船會社の主張に従はざるを得ず、此の如きは他人の利益の爲に、自ら甘んじて犠牲となるなり、寧ろ酒家自ら運漕の業を擱め、以て自ら其利を占むるに若かずと云ふに在り、郵船會社其の請を諒とし、こゝに酒荷取扱條款五條を締結せり、曰く

日本郵船會社神戸支店に於て、曩に灘酒造業組合創立の舉を賛成し、灘筋酒造の改良を計り、以て各自の營業を保護する爲め、既に定めある運賃割引の制限を超へ、特別の割引を爲したる趣意に基き、今回更に特約を爲すを以て、灘酒造業組合事務所に於ても、其精神を酌量し、酒荷積出上に取締を爲すは勿論、酒造上の改良發達を圖ることを勉むべし

曰く

日本郵船會社神戸支店に於ては、灘酒造業組合事務所地區内より輸送する酒荷の運賃は、酒造業組合、各荷主一手積の廉に依り、百駄の運賃を五十五圓とし、其内より特別五圓の割引を爲し、又酒造改良の舉を賛し、百駄に付更に幾何の

割引を爲すべし、但し、味淋の荷物も、本條の割合に準ず

曰く

前條の次第に付、酒造業組合事務所に於ては、其地區内より輸出する處の酒荷は、組合員の所有せる風帆船を除くの外は、必ず日本郵船會社の汽船に積入を爲すべし、若し他の汽船に積入を爲すものあるときは、屹度之か取締を爲すは勿論、其者に對しては、此特約の割引を爲さざるべし

曰く

特約割引金は、毎二ヶ月に、日本郵船會社神戸支店より、酒造業組合事務所へ拂渡すべし

曰く

此約定は、二十年三月一日より二十一年二月廿八日までとし、満期に至り更に約定するものとす

と、然れども、是れ酒家の已むを得ざるに出て、取れる策にして、到底永く、廻漕の權を擧げて、郵船會社のみに托するものにあらず、之を以て未だ幾くならず、資金

拾五萬圓を以て、一、汽船會社を創立し、名けて濰興業會社と稱し、汽船攝州丸を購ひ、酒荷東京積を營み兼て酒造を業とせり、後ち西宮の盛航會社と合併し、専ら回漕を業とし、攝津興業株式會社と改め、以て郵船會社に當れり、こゝに於て興業郵船競ふて其の運賃を引下げ、以て顧客を吸收せんとせり、二十四年十月、某氏がこれに痛嘆して、同業酒家を警むる書簡を見るに、曰く

汽船の競争、醸造家の不利益と題し、本月十日の中外商業新聞に左の如き論評有之候、但し其の運賃二圓五十錢に引下と云へるは事實固より無根に候へ共、此節柄大に御參考に可相成と奉存候に付、供貴覽候、扱其本文は、下り酒は追々其積出を増加すべき季節に際したれば、や、日本郵船會社にては、從來航海せしめたるもの、外に、尙ほ二艘の汽船を加へ、専ら清酒を搭載することに勉め、已に去月中より之を實行するに至り、其運賃の如きも從來十駄に、付四圓なりしを、更に一割引とし、三四六十錢に引落したれば、豫て濰地方の造酒家に於て設立せし興業會社に於ても、之に對し忽ち運賃を引下げ、三四五十錢となしたるより、竟に競争の色を現はし、之か爲に造酒家は二派に分れ、西宮造酒家は郵

船會社の方へ、灘造酒家は興業會社の方へ積載することとなりしより、茲に彌熱度を増し、兩社とも二圓五十錢まで引下げたれば、醸酒家に於ても、自然争て其積出を爲すに至り、爲に去月二十五日頃より本月七日頃へ掛け、府下の清酒問屋へ輸入せし高は、實に三萬有餘樽に上りたり、是を例年の入荷に比すれば、凡て一萬以上も嵩みたる爲め、何れも買控への姿となり、一層氣配を挫きたるものゝ如し、されば此儘に競争止まず、造酒家競ふて積出すに至らば、清酒は彌在荷嵩みとなり、隨て品痛みも生すへきにより、追々投出すに至るべく、終には漸々相場を低落せしむるの不幸を來すべきや必せり、されは例令運賃の幾分を低廉ならしむるも、其價格の下落を來すとすれば、必ずや醸酒家の損失たるを免れず、如斯事は敢て永續すべきことゝは思はされとも、向後は果して如何なる結果を現すへきか、尙ほ聞き得るに隨て記載する處あるべしとなり、愚見によるに、此の記事は、至極親切なる主意にして、大に同情を表すべきものと奉存候、何となれば、僅々五十錢又は一圓の爲に大體の酒價五圓乃至十圓の響を來すことは必然にして、只さへ引下けんとする買出連中は、此の機を失はず、共

に買控をなし、終に問屋をして投げ出さしめんとするの景況は、目前に見る如くに御座候、申上候迄も無之候へ共、當酒の利當を收むるは、只今より後のことに無之哉、それに一朝沈滞の姿となりては、其損失も莫大なる事と奉存候、且又十駄四圓の運賃は、他の貨物に比するも、又從來の有様を回顧するも、決して不廉と云ふべからず、先づは適當の額と相考候、然るに頗る野心を包藏する競争船に積込み、十駄金一圓を減するとするも、千駄の手前僅に百圓にあらずや、此眼前の百圓を得んか爲に、根元を傷け、他日に害毒を殘さは、帳尻の損益勘定は決して相償ひ申間敷歟、夫れ故、東京積の酒荷は、何時も運賃四圓と定まりて出すことゝ覺悟し、順次掛引積開きを爲し、彼の地に於て、サア臨時船、サア荷嵩みと買出連中の申分を作らざる様可致事、尤も緊要と奉存候、醸造家諸君にして此決心を定むる以上は、汽船の競争は御勝手次第なり、他日大に得る處あらんと欲し、麥飯て鯉の策略は、其手に乘らぬと、泰然として動かさる山の如くなるこそ、深謀遠慮と申すべけれ、乍序微志申上候と、以て當時を想見すべし

三十一年に至り、攝津興業會社は資金を増して三十萬圓とし、更に又増して五十萬圓とし、本店を西宮町に置き、今に至るも郵船會社と俱に兩々對峙して、盛に東京積を營むと云ふ、これを灘酒汽船積の梗概と爲す

第三節 灘酒と舢舨の變遷

舢舨は、東京にては瀬取又は五大力船と唱へ、灘地にては渡海舟と呼ぶ、舢舨の用は積込み及び陸揚に用ゆる小舟にして、往時新酒番船に於て、特に嚴重なる慣例を存せしものなりと云ふ

文化五年問屋の定書を見るに、曰く

是迄新酒番船着岸之節、瀬取水揚之儀、取極有之候處、近年不取締に相成、水揚之、砌未熟なる仁も有之、甚た以て相濟不申事に候間、追々評議之上、前々之通、瀬取船大川端へ相揃候は、三町行事立會、喇酒致候て御膳酒相濟候上、問屋軒別荷物仕譯、瀬取船へ移取、船毎に上乘一人宛乗船致し、銘々川岸へ爲付、三町共岡見廻り、改め相濟候は、水揚合圖の目印、瀬取行事へ相渡、新川、中三橋にて振始め、

夫より湊橋へ移り、順々水揚可致候事

と、而して瀬取既に終れば、其の員數及び重量を精査す、これを藏前改と稱す、寶永元年の文書を見るに、曰く

藏前改は一町より自身に四人宛、都合十六人出合、四人づゝ分けて、不殘吟味可仕候

と、其の後ち、享保三年問屋覺書に

藏前荷物請取方、隨分致用捨請取可申筈に、先年より申合有之候若し、格別欠引にて、請取難き荷物候分は、船頭並船問屋手代、問屋藏前手代、立會、送り狀裏へ引銀委細書記し、勿論其通り手板表へ書記し、船頭並船問屋手代、藏前手代、石引銀の所へ、印形致し請取可申候

と、以て其の精査即ち吟味の入念なるを見るべし、而して其の手板とは、曰く

手板とは、送り狀の荷數をうつし候て一紙に仕り、問屋判形仕候、而彼船頭に渡候ものを手板と申す、此手板は殊に大切に仕り候、其故は、此手板に書上候はぬものは、一色にても紛失候、而は、乗船頭の越度損失にも罷成法にて候、依之酒荷

など此手板の面にもれ候而隠して積候事は、忽ち問屋の損になる事故に、決して無之事に候、手板ほどよき改物は無之候

渡海舟瀬取舟兩船共、往時より仲間ありて其の渡世を營めり、而して其の運賃の如きは、荷主問屋兩間の協定を得つつ來りしものにて、明治二十一年の文書を見るに

當地方より神戸港兵庫港等に繋留せる汽船に運送する酒荷之儀は、當時は大抵積出の即日、或は其翌日位には本船へ積込済に相成るも、時として三日乃至五六日間も滞船せざるを得ざる事も有之、如此場合も同く通常の運賃にては困難不勤趣を以て、右等の場合に於ては特別増賃として、積出の第二日目午後六時より十駄に付一日に金十錢づつ申受度旨請求に付、客月二十七日臨時取締役會議に付し候處、右は無餘儀事情にして、若し之を拒むときは兼て憂ひ居る樽詰正味の減却、即ち彼の滞在中、云ふべからざる弊害の矯正方、甚六ヶ敷就ては請求之儀は許容致置、右弊害矯正は追々該營業組合へ嚴重掛合候方可然との旨趣に依り許容可致事に議決相成候條、右様御承知之上、増賃請求の節は、

事實取調べ相違なきに於ては、相當増賃御給與有之度取締役の議決に基き、此段及御照會候也

と、然るに爰に東京瀬取仲間増賃の儀に付き問屋の獨斷に出でし事ありし、并に灘諸郷より連署して、詰責する文書を見るに、曰く

解運賃之儀御照會有之夫れに付、其節何れ特別之方法相設可申段、申進置候處、豈に圖らんや瀬取仲間願之通、増賃御拂遣はし相成候趣、甚以不得其意、強談至極と被存候、當方未だ承諾無之件、自儘に拂方相成、荷物代價計算之際、書き出し有之とも一切採用不致候、右に就き該仲間より幾度願出候共、當方より御通知申上候までは、増拂斷然廢止、舊來之運賃之外、決して支拂方無之様、嚴重御取締有之度候

と以て其の協定を経ざるべからざるの一斑を見るべし

從來船問屋は、風濤の爲め解の覆没するときは、其の損害の程度に應じ、これを辨償する舊慣なりしに、三菱會社勃興するに及び、儼然其の社則に據りて、此等の慣例を無視せるを以て、灘五郷の酒家大にこれを憂ひ、解難破に關する取扱規則を

制し、三菱と折衝を重ねて、これを實施せることとせり

- 一、舁難破之節は、酒問屋へ報告の上、三菱會社に於て散亂荷物取集方、嚴重に取締、明細取調之上、酒問屋へ引渡すべき事、但し難場出張散亂貨物取拾ひ等、都て酒問屋へ引渡迄之費用は、悉皆三菱會社に於て辨償之事
- 一、取集荷物酒問屋へ請取、大痛、大透、水入等、都て捨り荷物に相立て、些少之上透、又は濡等にして全體保存の分は、無難荷物之部へ加算之事
- 一、全く捨り荷物之員數取調濟、印譯を以て各荷主へ報告之事
- 一、捨り荷物其時之相場上下平均額より、七分額を以て元直段と定むる事
- 一、元直段取定る上は、補助金額は積合、無事荷總駄數に割合、十駄に付何程の掛り金と定むる事
- 一、大痛、大透、或は潮入等捨り荷物へ、差加へ候分は、入札拂を以て金額明瞭に計算之事
- 一、酒問屋雜費は、荷主に於て罹災之際に付、百事注意不得已費用の外、節儉すべき事、但し該費用は補助金額の内より引去り割合すべき事

と、既にして帝國海上保險株式會社起る、然れとも獨り瀬取船に對する保險を請せず、是に於て渡海、瀬取を合せ、所謂東京積回漕船と俱に保險を約し、以て今に至ると云ふ

第四節 本船及び舁舟に於ける古今の惡弊

廻漕中の惡弊は、其の由て來る處頗る久し矣、既に貞應の頃より其の萌芽を認め、元和以後益甚しく、王政維新に至り漸く其弊衰へたりと云ふも、未だ全く根絶するに至らざるもの、如し、是れ即ち船中に於ける一種のバチルスなり

延寶四年の記録に

井上十右衛門旅人、日根野利介と申す船頭酒積下り、川口にて樽の口拔、酒盜申候御公儀へ可被申上、處拙者共詫言申候候に付、内證にて御濟被成下候とあり、又た菱垣廻船記録集に

貞享二年小松屋忠左衛門、手船遙々海上無事に乘下り、相州沖にて破船仕候由、船問屋利倉屋三郎兵衛より申來候に付、積合荷主打寄吟味仕候得ば、私慾の爲

斧を以て船底を打割り、積合の荷物過半盗取候由、尊承候得共押而詮議致候程の功者成者も無御座相談も相詰り不申、其儘に成行申候に付、其以來は彌増に船手不埒に罷成、少々の難風にも船頭、水夫、浦方の者共拔取、品々不埒多く御座候、其節大坂屋伊兵衛と申者、近年如斯船手不埒に相成候を、其儘打捨候は、自然と海上へ諸荷物の往來不自由に罷成、貴賤の難義にならんことを推計、元祿七年甲戌に至り、十組、駈催、橋屋甚介と申、茶屋に於て相談の上、其組々に而、行事立會難船之分散勘定仕候

と、横暴の弊も亦た極れりと云ふべし、乞ふ余をして、更に此等の惡弊を列舉せしめよ

元祿十三年、酒問屋の申合規約に

近年自上方積下し申、酒醬油の口を拔、又は錐を入れ申、樽有之候間、自今以後は、酒醬油水揚致請取之節、口拔樽又は錐もみ等見え候樽有之候は、其の町の行事は勿論、船問屋呼寄吟味致し、不義に相極候得ば、其代金屹度辨させ可申候、其上にて船頭、船主共當地川内に三十日船つなき留可申候

とあり、又同十六年酒問屋より廻船問屋へ發送せる書狀に、近年船々より浦賀神奈川、其外浦々にて酒樽、大分上賣致申候、此酒の儀、船頭自身の商物に積下し候哉、手板に相見不申候、此儀近來不思議に存候、就夫去年六月以來書狀申遣候通、若拔酒等致取集樽詰に致し候儀と疑敷候、其外自分の傳物少々にて、も、一々手板に御上せ御下し可被成候、手板の荷物廻船より上賣申候を見聞候は、吟味の上、不差置屹度沙汰可仕候間、此旨諸船頭中へ可被仰聞候、爲其旨兼て御案内申達候也

と見え、又た寛文十二年問屋の總狀に

御地大阪西宮十二軒問屋仕建船之内、不届之取計致候趣兼而及承候に付、昨年来種々工夫仕、右體不届之船、見掛次第相押へ可申と奉存候處、此度御地西宮仕建之内、一艘心得違之取計致候、船見出し候に付、早速右廻船問屋方へ船頭預け置御公訴可致と相談取極め候處、右廻船方より跡々取締候儀共申立、内濟之義相頼申に付、此度は一札を取り、内濟致置候

と、又た文化九年の總狀に

樽積廻船之内、拔酒處々にて賣拂有之由、每度及承候、誠に容易不成儀、難捨置依之當地入津之節は、不絶目附を出し置、精々吟味致候へ共、是迄慥成證據も見届不申候處、當月十日品川入津有之、早々見附之者、見分に差出し候處、小西太助、同善三郎、藤田伊右衛門、毛馬屋市藏、右四艘水揚瀬取中紛敷荷物積入候、小船見咎、相糺候處、酢之由申候へ共、押而相改候處、何様裸樽にて何印共相分り不申より、乙錐を入れ候處、中味酒に相違無之、何方より賣請候哉と相尋候處、途中にて買取候杯と買先相包候間、無據當人家方へ預け置、既に御公訴に可及、嚴敷掛合候處、漸く賣主名前申候に付、則双方證據書附取之、別紙寫加封差上申候、扱々案内千萬有之間敷儀、殊更拔酒、酒樽貫輕に相成候を厭ひ、跡へ水を差入候、始末にも粗相聞え、驚入申候、尤御荷物水揚毎に入念相改候處、左而已不正之疵も目立不申候へとも、不審に變酒等有之、猶足合氣遺無之御印にも、間々不風味出來候儀、全く船手不正之節にも候哉、既に當年夏以來、足合時節柄とは申なから、多分之變酒に相成賣先戻り樽多く、一同心痛不少、譬は船々において、聊之儀にても、御荷元廣大之御難澁、往々御相續にも相抱り可申、御同意何とも敷々敷奉存候、

何分不輕儀、向後右體不埒之節、無之様仕度、勿論此上ながら、於當地入津毎に精々相糺可申候、御地にても、此度拔酒賣拂候船、嚴敷御取計之儀、勿論其外船々一同御嚴重御取締り以來、右體之義無之様仕度奉存候
と、又同十三年の文書に

去秋以來、數多難船之内、九艘之船々、難船之趣意相分りかたく被思召、舟付御差止め被成候に付、私共始、舟子難澁候に付、段々委細申上候處、此度御間濟被成下、忝奉存候、右に付、以後難破之節もし紛敷御聞取之船、御座候は、其船登り候節、邪正相分り候迄、舟附決而差出し申間敷候
と、更に文政二年の文書に

難船之節、不筋之義、御座候へば、相調べ早々爲御知可申様、御頼御座候得共、御仲間衆中様、御寄合等も、大變之義故、此迄も不正之義、御座候へ共、私共差控居申候、然る處、舊年より段々樽舟不正之義、餘程有之、あまり氣之毒に奉存、無據此度態々飛脚差遣申候義に付、此段宜敷御勘辨之上、早速御下り可被成候、今度紀州富田明榮丸、宗五郎舟、右之船も、志州もとや浦にて、不正之義有之、並に舊冬紀州日

比浦の船加徳丸志州安乗浦にて樽數四百駄はかり内々積うつし所々へ賣に
 参り申右兩船にて多分之□□御座候然る處此節加徳丸積入之樽數二百駄計
 り相調べ則私共留置罷在申候間何分早速御下り可被成候尙又右樽之内伊丹
 池田は大體有之候間左様御承知可被下候

と是を以て寛政の令に

打荷物或は破舟と偽押領致候者舟頭獄門上乘死罪荷物出し賣買いたし候者、
 双方重過料但荷物代銀共取上問屋へ可遣云々

と見え又嘉永二年酒家金を醸して

能く船中の奸利を告白するものあらは五十金を以て之を賞せん

と約し萬延元年官更に取締を嚴にしこれを厲行せしも宿昔の積弊は竟に勦絶
 するに至らず以て明治の世に及び適才汽船帆走船の勃興に逢ふて三百年來の
 惡弊は目出度こゝに其の跡を斂むるに至るも猶ほ舩舟(渡海舟)瀨取舟に在りて
 は之れを矯正する能はざるものゝ如し

往昔は航海中において其積込める巨多の酒荷より錐などを用ゐて巧に中味

を盗み取り風まちなと唱へ故らに港路沿海の港に入りて密にそれを賣却
 するなどの弊習多かりしか方今は全くさる事なし然し當地より神戸兵庫等
 に輸送する所謂渡海舟又は横濱品川より陸揚に用ゐる瀨取舟にては今も仍
 ほ其弊のこりて樽の底を拗て巧に酒を抜き取るなど誠に惡むべき所業あれ
 と元來海上にての所爲なると樽の外装に少しも異状なきを以て容易に其證
 左を擧てこれを懲しがたく隨て其缺損を辨償せしむるによしなきより毎々
 問屋と荷主の間に紛議の起れるも大抵は何等の決定する所なく問屋にてそ
 のまゝ賣却し普通の酒荷と異りたる處なく仕切書を送り來るが慣例の様
 なれり

と明治十三年十二月五郷酒家より其筋に提出せる願書を見るに

私共儀は年來酒造業相營み候ものにして日々東京表其他へ酒荷輸出致候處
 近來兵庫港へ酒荷輸送之舩舟に於て其乗込人と贓品買入船と共謀し酒荷入
 味を竊取し其の減少の跡を掩はんか爲め水を混入する等不正の痕跡を發見
 するもの實に巨額之數に有之夫れか爲に腐敗に陥りたるものも亦尠からず

如斯次第なれば受荷主は常に腐敗を恐れ、其全く不正の所業には罹らざる眞正の酒荷と雖猶ほ之れを疑ひ、從來慣行簡便なる方法を以て、容易に取引を爲さず、賣買上一大困難を醸し、誠に慨嘆之至に不堪候、如斯有様にては全國に名聲を博せる灘地の特産たる、灘酒の信用も自然に地に墜ち、延ひて本業の衰微を來すへきは必至之勢にして、私共同業の不幸、此之上無之儀に御座候、依て右不正行爲に關する、見聞之概況、別紙記載、御參考までに相呈し候、何卒沿岸御巡視之際、特に御注意御保護被成下候様致度、同業總代連署を以て奉願上候と、而して其の別紙記載の文を見るに、能く其の事情を曲盡せるを以て、更に掲げて讀者に示さん、曰く

酒造人は酒荷を海岸まで運搬し、此所に於て解業に委託し、兵庫、神戸若くは大阪へ輸送し、東京其他各地へ航する船舶に積み込む慣例なり、然るに解業者は故意に、大阪、兵庫等に直航せず、逆に沖合に進み、空く時間を費し、其の間に於て之を盗み取り、其贓品は、安藝國、貝越港等の如き海岸地方より買ひ取りに來る例にして、之れは概ね解業者と同郷或は知己の間柄なるか如し、其他の贓品買

取船は、本縣下駒ヶ林、尼ヶ崎地方或は大阪府神島附近等より來り、近來は西宮近傍よりも出づる由なるも、何れも出沒變幻巧に其迹を晦し、其船は或は全く空船なるもあり、或は生魚類若くは果實等の雜貨を積み行商船に裝ふもあり、或は空樽又は水詰樽を積み込めるもあり、常に武庫、菟原兩郡の沿岸、又は沖合を徘徊し、酒荷積入の際、密に解船夫と約し、又は解より暗號を以て呼び寄す等の手段を用ひ、沖合に航行し、海中に於て密買船と會合し、不正を行ふと云ふ、若し貨主より積荷監督の爲に上乗人と唱へ、店方又は雇人を乗込ましむることあるも、解船夫と密買船夫と合同し、沖合に於て上乗人を恐喝し、若し窃取を肯せざるに於ては、帆足に探られ、誤て海中に陥りたりと言ひ、倣し、海中に投入すべしなど、稱し、暴威を以て其不正を逞くすと云へり、而して其の之れを窃取するには、従前は樽底より窃取せしに、近來は専ら樽の大口を抜き取り、入味の内、二升乃至三四升を盗み取り、其不正を掩はんか爲に水を入れ置くを常とす、時には窃取の儘にして水を混ぜさることもあり、而して其の大口を抜くには、封印の紙を剝き去り、大口の兩脇を鐵槌にて打撲するときは、樽口自然に上

如斯次第なれば受荷主は常に腐敗を恐れ、其全く不正の所業には罹らざる眞正の酒荷と雖猶ほ之れを疑ひ、從來慣行簡便なる方法を以て、容易に取引を爲さず、賣買上一大困難を醸し、誠に慨嘆之至に不堪候、如斯有様にては全國に名聲を博せる灘地の特産たる、灘酒の信用も自然に地に墜ち、延ひて本業の衰微を來すへきは必至之勢にして、私共同業の不幸、此之上無之儀に御座候、依て右不正行爲に關する、見聞之概況、別紙記載、御參考までに相呈し候、何卒沿岸御巡視之際、特に御注意御保護被成下候様致度、同業總代連署を以て奉願上候と、而して其の別紙記載の文を見るに能く其の事情を曲盡せるを以て更に掲げて讀者に示さん、曰く

酒造人は酒荷を海岸まで運搬し、此所に於て解業に委託し、兵庫、神戸、若くは大阪へ輸送し、東京其他各地へ航する船舶に積み込む慣例なり、然るに解業者は故意に、大阪、兵庫等に直航せず、逆に沖合に進み、空く時間を費し、其の間に於て之を盗み取り、其贓品は、安藝國、貝越港等の如き海岸地方より買ひ取りに來る例にして、之れは概ね解業者と同郷、或は知己の間柄なるか如し、其他の贓品買

取船は、本縣下駒ヶ林、尼ヶ崎地方、或は大坂府稗島附近等より來り、近來は西宮近傍よりも出づる由なるも、何れも出沒變幻巧に其迹を晦し、其船は或は全く空船なるもあり、或は生魚類、若くは果實等の雜貨を積み行商船に装ふもあり、或は空樽又は水詰樽を積み込めるもあり、常に武庫、荏原兩郡の沿岸、又は沖合を徘徊し、酒荷積入の際、密に解船夫と約し、又は解より暗號を以て呼び寄す等の手段を用ゐ、沖合に航行し、海中に於て密買船と會合し、不正を行ふと云ふ、若し貨主より積荷監督の爲に上乗人と唱へ、店方又は雇人を乗込ましむることあるも、解船夫と密買船夫と合同し、沖合に於て上乗人を恐喝し、若し窃取を肯せざるに於ては、帆足に採られ、誤て海中に陥りたりと言ひ、倣し、海中に投入すべしなど、稱し、暴威を以て其不正を逞くすと云へり、而して其の之れを窃取するには、従前は樽底より窃取せしに、近來は専ら樽の大口を抜き取り、入味の内、二升乃至三四升を盗み取り、其不正を掩はんか爲に水を入れ置くを常とす、時には窃取の儘にして水を混ぜることもあり、而して其の大口を抜くには、封印の紙を剥き去り、大口の兩脇を鐵槌にて打撲するときは、樽口自然に上

方に出つるを以て、釘抜の如きものを用ゐて之を抜き取り、窃取の後、再び打ち込み置くなり、或は之を認めて尋糺するものあれば、毎に中味の漏泄防止を以て遁辭と爲し、巧に其不正を瞞着せり。

と、嗚呼城は毀ずんば、狐は捉ふる能はず、社は焼ずんば、鼠は獲るを得じ、余は樽船の百弊の汽船の爲に根底より洗ひ去らるゝか如く、忠實なる運輸會社と酒造業者と左提右挈、以て亦た此の舢舨渡海舟、瀬取舟を、社會外に驅逐せんことを熱望するものなり。

第五節 灘酒と運賃の概略

灘酒十駄の運賃

享保十年、銀四十五匁

同十一年、銀四十八匁

寛政二年、銀七十二匁

即ち金壹兩と銀十二匁

文化六年、銀八十一匁

番船は、銀一匁増

文政十年、銀七十九匁五分

番般は五分増

天保六年、銀八十二匁七分

如此く漸次増加せり、是れ物價の影響に因ると云ふと雖へども、酒荷の廻漕益、多きを加へたる結果なりと云ふ

幕末の頃は既に三四兩を往來し、明治に至り四兩以上となれり、其後貨幣制度改

り

樽船は、四圓乃至七圓

汽船は、四圓乃至十圓

帆船は、三圓乃至六圓

を往來せしと云ふ

以下明治以還、灘酒東京積運賃及び舢舨賃の一斑を示すこと左の如し

年次	類別	樽船運賃	汽船運賃	帆船運賃	汽車運賃	渡海船運賃	瀬取船運賃
明治元年		五、三二〇 <small>兩歩米</small>					
同二年		六、三〇〇					
同三年		七、一〇〇					
同四年		四、二二五	七、一〇 <small>兩歩</small>			三、四八 <small>坂</small>	
同五年		四、二一五	七、一〇			三、四八 <small>坂</small>	
同六年		四、七五〇	八、五〇〇			三、四八 <small>坂</small>	
同七年		四、八九〇	八、〇〇〇			三、四八 <small>坂</small>	
同八年		四、三〇〇	八、五〇〇			三、四八 <small>坂</small>	
同九年		四、五五〇	一〇、〇〇〇			三、四八 <small>坂</small>	
同十年		五、〇〇〇	一五、〇〇〇			三、四八 <small>坂</small>	
同十一年		四、八五五				四、〇〇 <small>坂</small>	

三〇〇

同十二年	八、五〇〇						
同十三年	七、〇〇〇						
同十四年		五、五〇〇					
同十五年		六、一五〇					
同十六年		六、九〇〇					
同十七年		三、四〇〇					
同十八年		四、五〇〇					
同十九年		六、五〇〇					
同二十年		五、五〇〇					
同二十一年		五、五〇〇					
同二十二年		六、〇〇〇		三、八〇〇			
同二十三年		四、〇〇〇					
同二十四年		三、八〇〇					
同二十五年		四、〇〇〇					

三〇一
五、〇〇坂
神

三、八〇坂

灘酒史

同 二十六年	三、五〇〇	同 七、〇七〇	同 四、〇〇兵神
同 二十七年	七、五〇〇	同 五、〇七〇	同 四、〇〇兵神
同 二十八年	五、五〇〇	同 七、〇〇〇	同 五、〇〇兵神
同 二十九年	四、三〇〇	同 七、〇〇〇	同 五、〇〇兵神
同 三十年	五、一五〇	同 七、〇〇〇	同 六、〇〇兵神
同 三十一年	六、三〇〇	同 七、〇〇〇	同 五、〇〇兵神
同 三十二年	六、一〇〇	同 七、〇〇〇	同 六、三〇兵神
同 三十三年	五、九〇〇	同 七、〇〇〇	同 七、〇〇兵神
同 三十四年	六、六〇〇	同 七、〇〇〇	同 七、〇〇兵神
同 三十五年	六、〇〇〇	同 七、〇七〇	同 七、〇〇兵神
同 三十六年	四、四〇〇	同 七、〇七〇	同 八、〇〇兵神

以上叙し来る如く灘酒の運輸は全く海漕一方なりしに、近來は陸送大に盛になり、亦是れ時勢の推移にして、輕々看過すべからざる現象なり。

明治四十一年十二月刊行醸造雜誌に『清酒輸送列車』と題し

鐵道廳が灘地方の清酒輸送を奨励したる結果清酒の鐵道輸送は日を追て盛況を呈し平均一日二十臺を下らざる形勢なるより鐵道廳にては更に奨励して將來は酒のみを以て一列車を編成すると共に住吉、西宮等の停車場に於て酒の荷役に便ならしむる爲め相當の設備を爲すべしと云ふ

とあり、更に進んで四十三年二月刊行同雜誌に灘の酒と米汽車積の狀況に關し左の記事あり

灘主産地に於ても一昨年來多少不況を嘆ちつゝありしも昨年八月より十二月に至る灘酒積出期節に於ける汽車發送高は前年よりも著しく増進を示せり同期間に於て西宮、住吉兩驛より積出せる總數は一萬七千九百五十五噸にして前年同期間に比して三千六百七十一噸の増加を示す内驛左の如し

月次	西		住		吉	
	四十二年	四十一年	四十二年	四十一年	四十二年	四十一年
八月	一、一三三	一、四七七	三、八二五	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇

九 月	十 月	十 一 月	十 二 月	合 計
二、三三三	二、七〇六	二、八〇七	二、八三三	一、八九九
三、〇九三	二、〇九三	一、九五三	二、五四六	一〇、一四三
六七五	一、四三三	一、三四五	二、〇一八	六、〇五八
七五三	八一四	八六九	一、三六五	四、一四三

又同年末造込み期節に於ける酒造米汽車積到着噸數は十二月五日より同三十一日まで一萬九千八百九噸に上り是亦前年に比し著しく増加せり内譯左の如し

驛 名	噸 數	車 數
西 宮	八、一五四	一、一四五
住 吉	一一、六五五	一、六四五
合 計	一九、八〇九	二、七九〇

之を四十一年同期に比較するときは同期は三千九百八十二噸五百三十二車

なりしを以て噸數に於て殆ど五倍車數に於て約六倍の激増を見る此原因は從來海路に依りて送り來れる酒造米が汽車積に變じたる結果なるは勿論なるべきも尙昨冬來米價安を機として盛んに造り込みをなせるにも基くものなるべしと

と蓋し汽車輸送は汽船に比し速達の利あると同時に又た新橋停車場に着するや直ちに引取らざるべからざるの不便あり然るに汽船に至りては既に陸揚後と雖へども貨主若くは問屋の囑に應じ十日内外の保管は敢て拒まざるを以て因襲の久しき常に船積を喜びて汽車積を喜ばざりし然るに軌近汽車輸送の盛に行はるゝを見れば鐵道廳も亦た頗ぶる貨主の希望を遂へて相當の設備をなしたるものゝ如し是より汽車汽船孰れか多く貨主を吸收するやの問題は唯だ一つの運賃の高下如何に在らん歟これを汽車輸送の消息とす

灘酒史終

明治四十三年九月五日印刷
明治四十三年九月九日發行

灘酒史與付
定價金壹圓參拾錢

著作
所有

纂述者 菅谷秋水

發行者 大谷信助

東京市日本橋區北鞘町二番地

印刷者 白土幸力

東京市神田區美土代町二丁目一番地

(一ノ二町代土美區田神市京東 所刷印)

三光堂

發行所

酒醬油釀造用
器械道具材料
藥品書籍櫛木

東京市日本橋區北鞘町二番地

問屋大谷商店

振替口座東京九四七番
電話本局二〇六番

★一誠堂

總發行所

大谷商店發賣品目錄

正眞吉野杉大桶木
本場吉野産麴蓋
試驗純粹酵母
改良純粹もやし
酒、醬油用もやし
特許林田式洗米器
特許櫻井式壓搾器
酒、醬油壓搾器械
酒、醬油搾り袋
ライジンガン洗米機
大桶輪×器
新案自働酒賣器

麴室炭酸排除器
富岡式酒精蒸餾器
久松式酒精蒸餾器
大谷式燒酎蒸餾器
特許壘洗器械
木内式酒母摺機
山卸播碎鑑定器
新案清酒沸し器
新案古屋式呑口
水揚 轉送用ポンプ
看板類調製
燒印、ゴム印類調製

レッテル圖案及印刷
 醸造用溫度計類
 醸造用メートル類
 三本組酒精計
 天星、腹星、呑口類
 特製ガラス呑口
 鍵付、鍵なし呑口
 錐、土戸、喇猪口類
 新案大谷式喇瓶
 アルミニウム製土戸
 空瓶類
 コルク、鉛紙類
 鐵製コルク詰器械
 鐵製コルク殺シ器
 輕木製コルク打器

瓶洗ブラシ、桶洗ブラシ
 新案殺菌用金口
 印刷毛、印墨類
 嚙詰用ゴム管
 桶上ゲ用ジャッキ
 松村式醇力計
 鐵製もやし細末器
 醸造用顯微鏡各種
 同分析用器具諸器械
 純粹酵母培養硝子器
 化學用諸藥品類
 度量衡器類
 醸造用尺度、水平器類
 桶入實調査器
 瓶詰運搬用竹籠

新刊灘酒醸造操技
 登錄商標代願
 同發行 醸造雜誌
 外醸造用品一切
 尚明細なる定價表説明書は御一報次
 第贈呈可仕候

安全樽詰用漏斗
 大谷式酒類樽詰器
 新式噴霧器
 小星、天星切器械
 醸造用釜、焚口、ロストル類
 印入貰入、印入盆類
 一分表調製
 柿澁、漆、漆刷毛類
 根本香、削木香類
 酸味拔藥品
 清酒曇取藥
 サリチール酸
 其他醸造用藥品類
 醸造に關する書籍類
 新刊灘酒史

新刊灘酒醸造操技
 登錄商標代願
 同發行 醸造雜誌
 外醸造用品一切
 尚明細なる定價表説明書は御一報次
 第贈呈可仕候

東京市日本橋區北鞆町二番地
谷 大谷商店
 振替口座東京九四七番
 電話局本局二一〇六番

備考本店は明治四十三年九月本材木町
 一丁目十五番地より前記へ移轉せり

52R 55.

醸造雜誌

本誌は醸造界唯一の機關にして毎號百頁以上の大雜誌なり

本誌は創刊以來二十有五年毎月一回發行嘗て休刊せし事なし

本誌は我邦醸造界最古の雜誌として又最新の氣鋭に富めり

本誌は大谷商店雜誌部の發行なれども同店營利の目的に非ず

本誌は常に公平無私全紙面を擧げて斯道開拓の爲め提供す


本誌は著名の博士學士執筆寄稿せらる一讀千金の記事多し

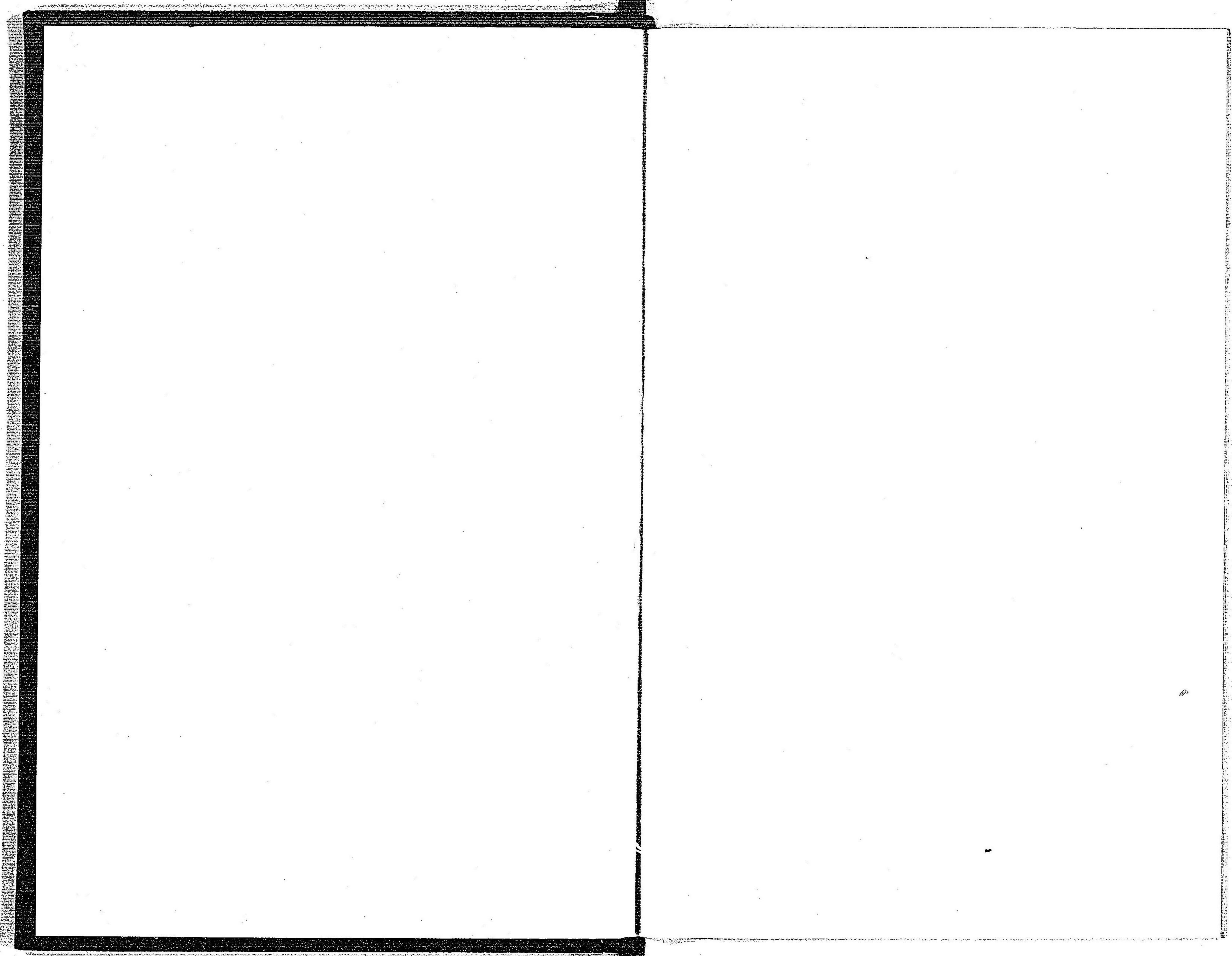
本誌は醸造改良の急先鋒なり熱心なる醸造家必ず之を讀め

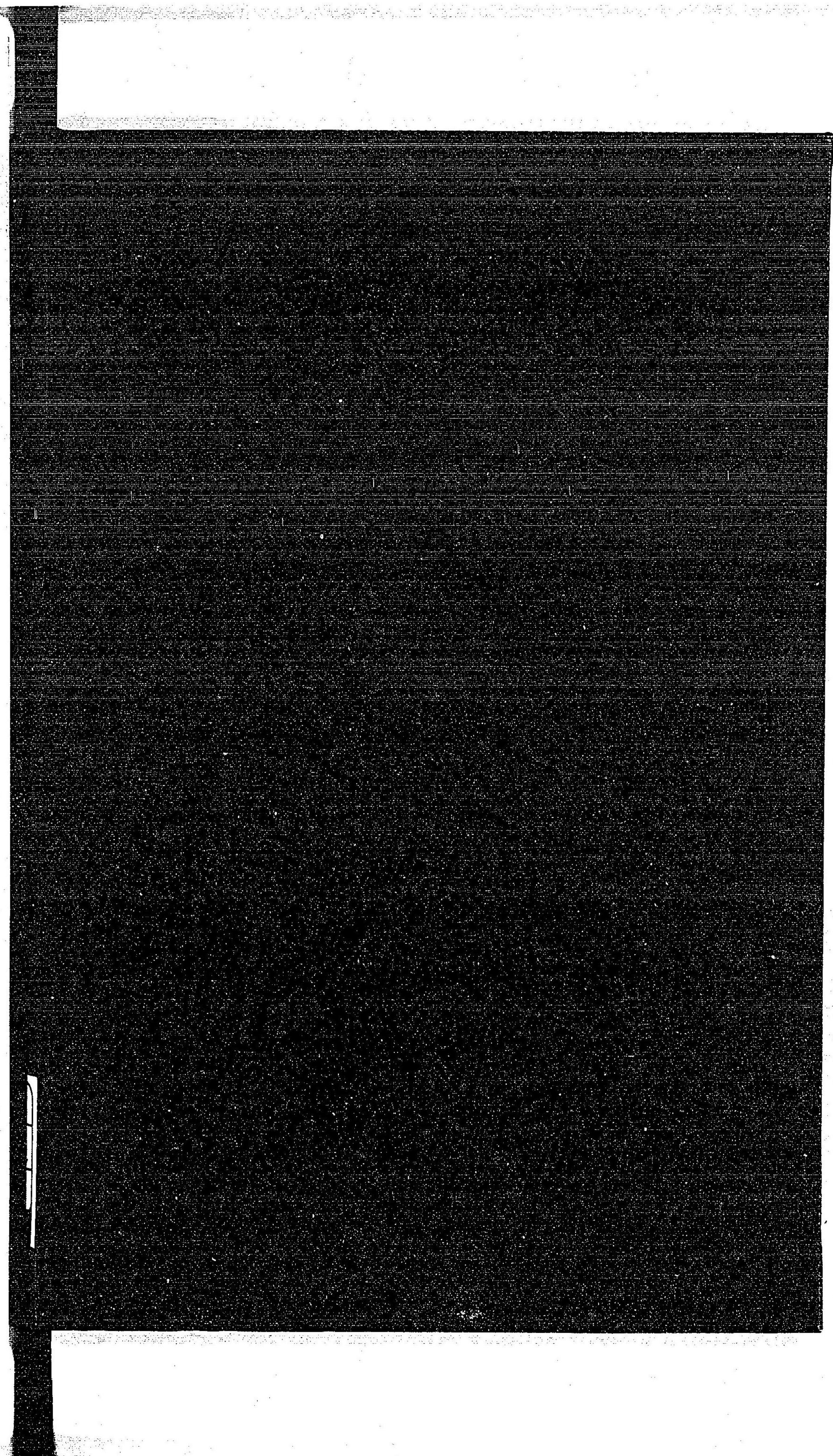
發行所 醸造雜誌社

東京市日本橋區北鞘町二番地

部 郵 稅 共 金 拾 八 錢 一
一 ヶ 年 前 金 一 圓 八 十 錢







588.52
Su713n

068086-000-4

588.52-Su713n

灘酒史

菅谷 秋水/著

M43

CDL-0206



